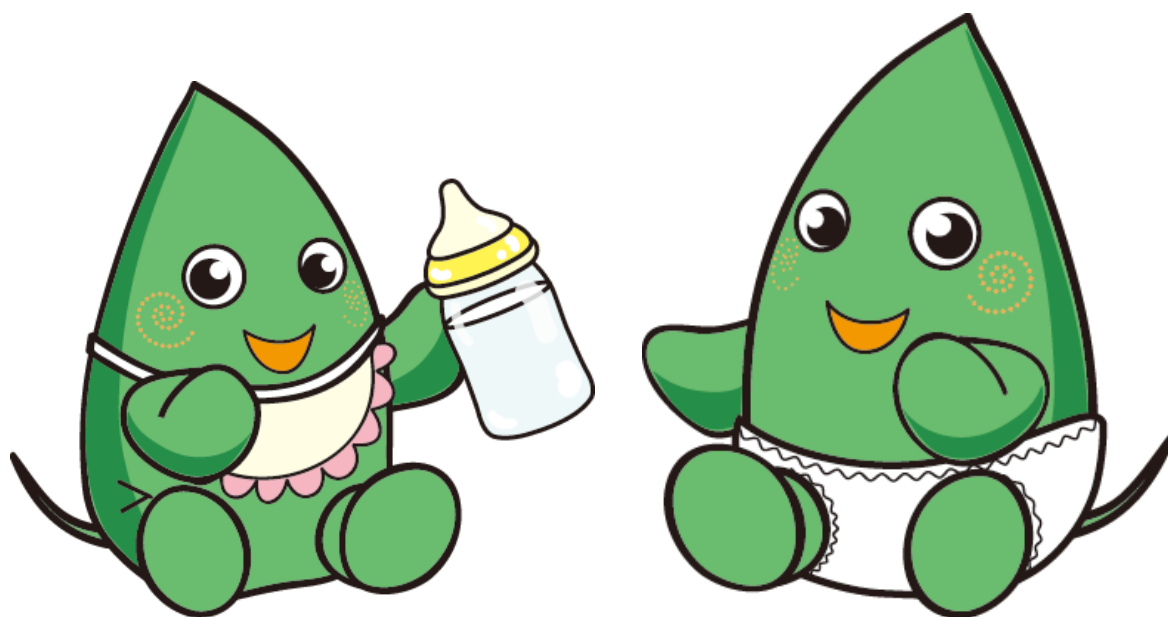


令和7年度

教育・保育施設等利用ガイド

このガイドには、大和市内の保育所等の利用申し込み、利用中の手続きや必要な書類などについて、重要なことを記載しています。必ずお読みいただき、ご理解のうえ、お申し込みください。



大和市イベントキャラクター ヤマトン

令和7年5月改訂

も く じ					
1	保育とは	P1	17	保育所等利用調整基準	P19
2	保育の必要性の認定	P1	18	利用者負担額（保育料）	P21
3	保育を提供する施設	P1	19	利用者負担額（保育料）の階層区分	P22
4	利用できる条件	P2	20	幼児教育・保育の無償化について	P23
5	申し込み方法	P3	21	大和市保育所等一覧	P25
6	郵送申込について	P5	22	大和市保育所等地図	P28
7	申し込みに必要な書類	P6	23	利用出来る年齢が2歳までの施設について	P29
8	大和市内園から大和市内園への 転園申し込みに必要な書類	P8	24	保育所の分園について	P30
9	申込書類提出後の変更について	P9	25	大和市認定保育施設一覧と 保育料補助制度について	P31
10	利用調整の方法	P10	26	保育・子育てに関する相談窓口 （保育コンシェルジュ）について	P32
11	認定通知書について	P11	27	Q&A	P33
12	3歳未満児の利用者負担額（保育料）について	P12	28	申込書の記載方法	P39
13	生活について	P12	29	就労証明書の注意点	P41
14	諸注意	P13	30	申込書記入及び書類提出上の注意	裏表紙
15	保育所等の退園について	P14			
16	その他の保育サービス	P15			

1 保育とは

保護者が仕事や病気などのため家庭で保育できない場合、認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業（以下「保育所等」という）で、保護者に代わってお子さんを保育することです。

なお、保育所等で保育する場合でも、お子さんを保育する基本的な責任は保護者にあります。

2 保育の必要性の認定

保護者が施設の利用を希望する場合は、市に保育の必要性の認定（以下、「教育・保育給付認定」という）を申請する必要があります。申請方法は、窓口申請及び電子申請（マイナポータル）が可能です。教育・保育給付認定の区分としては3つあり、お子さんの年齢や利用する施設によって決まっています。施設を利用できる時間については、保護者の就労時間等の状況をもとに市が決定します。教育・保育給付認定を受けた場合、市から“子どものための教育・保育給付認定通知書”（以下、「認定通知書」という）が交付されます。認定通知書の内容についてはP.11をご参照ください。

教育・保育給付 認定区分	年齢	利用出来る施設	施設を利用できる時間
1号認定	3～5歳	幼稚園（認定こども園の幼稚園機能部分も含む）	教育標準時間（4時間）
2号認定	3～5歳	保育所等	保育標準時間（11時間）、
3号認定	0～2歳		保育短時間（8時間）のいずれか

3 保育を提供する施設

教育・保育施設	認可保育所※1	小学校就学前のお子さんに、保育を提供することを目的とする施設
	認定こども園 （保育所機能部分）	小学校就学前のお子さんに、教育・保育を一体的に提供する施設
地域型保育事業 ※2	家庭的保育	3歳未満のお子さんに保育を提供する、利用定員が5人以下の施設
	小規模保育	3歳未満のお子さんに保育を提供する、利用定員が6～19人の施設
	居宅訪問型保育	3歳未満のお子さんに、お子さんの住む家で保育を提供
	事業所内保育	従業員のお子さんと一緒に、3歳未満の地域のお子さんにも保育を提供する施設

※1 大和市の認可保育所には0～5歳児までの園のほかに、0～2歳児までの低年齢児保育所があります。

※2 地域型保育事業は、連携施設（3歳以降の受け皿として）を設けております。

⇒低年齢児保育所と地域型保育事業の卒園時の手続きについての詳しい説明は、P.29をご覧ください。



4 利用できる条件

(1) お子さんの条件

小学校就学前のお子さんが利用できますが、保育所等により受入れ年齢（利用を希望する月の1日時点で判断）は異なります。保育所等の受入れ年齢はP.25～P.27「大和市保育所等一覧」でご確認ください。なお、アレルギー、障がいや発達上の心配事がある等、配慮が必要なお子さんは、健康状態や発達状況に応じた保育が必要なため、あらかじめほいく課利用調整係へご相談ください（利用できる保育所等が限られる場合がございます）。

(2) 保護者の条件

申し込みができる保護者の状況、利用出来る期間、利用出来る時間については次のとおりです。

休業日や就労時間が終了しているなど、家庭での保育が可能な場合は、利用できる時間内や利用できる日であってもご家庭での保育となります。

大和市外にお住まいで、今後転入予定の場合を除き、**大和市内で月に実労働64時間以上働いていることが条件です。**

保護者の状況	利用出来る期間	利用出来る時間
自宅内外で月64時間以上働いているとき	小学校就学前まで	標準時間（月120時間以上働いているとき） 短時間（月64時間以上働いているとき）
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	出産（予定）日の前6週※、後8週を含む月 ※多胎子の場合は産前14週、産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は当該開始日	標準時間
病気、負傷、障がいなどのため保育が困難なとき	診断書などで必要と認める期間	短時間
介護や看護を月64時間以上しているとき	診断書などで必要と認める期間	標準時間（月120時間以上介護や看護しているとき） 短時間（月64時間以上介護や看護しているとき）
震災・火災などの復旧にあたっているとき	復旧状況により必要と認める期間	標準時間
仕事を探しているとき	原則3ヶ月※	短時間
大学などに月64時間以上通っているとき	通学期間中	標準時間（月120時間以上通っているとき） 短時間（月64時間以上通っているとき）

※育児休業等期間中の申し込みは、入所月の翌月1日までに元の職場（派遣社員の場合は同じ派遣会社で同条件の勤務契約の派遣先）へ復職することが条件です。（育児休業等期間の短縮が可能かどうかの確認をお願いします。）

- ・復職後、2週間以内に育児休業等復職証明書を提出する必要があります。
- ・（同時期の条件がなく、）2人以上の児童の申し込み（転所を含む）をし、1人だけが入所できた場合についても、入所月の翌月1日までに復職が必要です。
- ・低年齢児保育所 及び 地域型保育事業の卒園児については、新たに入所した園で下の子の育児休業を継続するか、育児休業から復職するか選択が必要です。（詳細はP.33以降のQ&Aをご確認ください）

※保育所等に入所した後、下の子が産まれて出産の要件後に、**育児休業中の要件で利用出来る時間は短時間です。**

※育児休業等の復職時と転園、低年齢児保育所等の卒園後などは、P.33以降のQ&Aでご確認ください。

※「仕事を探しているとき」の利用できる期間は、原則3ヶ月と定めておりますが、これは90日後が属する日の月末までを示します。このことから、（うるう年を除く）2月からの認定期間は、日数が少ないことから5月末日までとなります。



5 申し込み方法

(1) 申し込みをする前に

市内の保育所等を希望する場合、希望する保育所等に事前に日程の調整を行い見学し、保育内容の確認や実費負担等についての説明を受けてください。

(2) 市内の保育所等の申し込み期間

申し込みは、原則として祝日を除く月～金曜日です。下記のとおり、希望月により申し込み期間および時間は異なりますのでご注意ください。郵送申込の場合は窓口申込よりも締切期限が早くなっているため、ご注意ください。また、利用開始日は原則、各月1日です。

・令和6年度

希望月	申し込み期間	備考
令和7年1～3月	11月1日(金)～11月29日(金) 時間：8:30～11:30、13:00～16:30 ※郵送申込や大和市外にお住まいの場合、 11月11日(月)必着 (申込内容の変更申請は、11月29日(金)まで受付)	休日受付：11月9日(土)・16日(土)・24日(日) (8:30～11:30・13:00～16:30) ※令和7年度も希望する場合は別途4月申し込みが必要です。

・令和7年度4月

希望月	申し込み期間	備考
令和7年4月 1次申込	11月1日(金)～11月29日(金) 時間：8:30～11:30、13:00～16:30 ※郵送申込や大和市外にお住まいの場合、 11月11日(月)必着 (申込内容の変更申請は、11月29日(金)まで受付)	休日受付：11月9日(土)・16日(土)・24日(日) (8:30～11:30・13:00～16:30) ・大和市外にお住まいの場合、1次申込では、転入予定または市内保育士等(P.20にある加点対象のみ)が対象となります、そのほかの在勤要件の方は2次からの申込となります。
令和7年4月 2次申込	12月2日(月)～2月3日(月) ※郵送申込や大和市外にお住まいの場合、 12月2日(月)～1月17日(金)必着 (申込内容の変更申請は、2月3日(月)まで受付)	1次申込で空きが生じた場合に利用調整を行います。 1次申込期間に申請をされた内定以外の方には、別途ご案内いたします。詳しくはP.10をご確認ください。

・令和7年度5月～

希望月	申し込み期間	希望月	申し込み期間
令和7年5月	2月4日(火)～4月1日(火) 郵送申込は3月21日(金)必着	令和7年10月	8月4日(月)～9月1日(月) 郵送申込は8月22日(金)必着
令和7年6月	4月2日(水)～5月1日(木) 郵送申込は4月18日(金)必着	令和7年11月	9月2日(火)～10月1日(水) 郵送申込は9月19日(金)必着
令和7年7月	5月2日(金)～6月2日(月) 郵送申込は5月23日(金)必着	令和7年12月	
令和7年8月	6月3日(火)～7月1日(火) 郵送申込は6月20日(金)必着	令和8年1～3月	11月4日(火)～11月28日(金)【予定】 郵送申込は11月10日(月)必着【予定】
令和7年9月	7月2日(水)～8月1日(金) 郵送申込は7月18日(金)必着	※12月審査時点で入所保留になっている場合、翌年4月以降の申し込みの継続手続きが必要です。	



(3) 医療的ケア等を必要とするお子さんの申し込みについて

保育所等において医療的ケア等の実施を希望する場合は、下記 URL または二次元コードから、「医療的ケアの実施を伴う保育所等の利用について」をご覧ください。

URL : https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇37.html



【二次元コード】

(4) 受入可能児童数と保留児童数

受入可能児童数と保留児童数については、大和市ウェブサイトでご覧いただけます。

(表示の検索ワード、二次元コードからアクセスしてください)

大和市 保育所 受入可能児童数

検索



【二次元コード】

(5) 申し込み場所

大和市保健福祉センターのほいく課利用調整係窓口へお申し込みください。郵送の場合は「6 郵送申込について」をご確認ください。

大和市外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村が申込窓口となります。(P.7 参照)

また、大和市へ転入する予定でのお申し込みの場合、利用開始月の前月末日までに大和市に転入を完了のうえ、大和市ほいく課で本申込みの手続きが必要です。期日までに転入が確認できない場合、もしくは、本申込みの手続きがない場合は、内定取消または退所となります。

なお、認定こども園の利用申し込みについては、保育所機能部分は大和市ほいく課で、幼稚園機能部分は認定こども園で行っております。

(6) その他の注意

(ア) 希望する施設が大和市外の場合は、事前に希望先の市区町村に「申し込みできる条件」「申込締切日」「必要な書類」などをご確認ください。希望先の市区町村の申込締切日に対し、十分な余裕をもって、大和市保健福祉センターのほいく課利用調整係窓口にお申し込みください。

(イ) 上の子が施設を利用中に下の子を出産して育児休業を取得する場合、上の子が同じ施設を利用し続ける場合に限り(一部例外あり。P.37「(7)Q1 参照」、下の子が1歳になる年度末まで上の子は施設を利用できます。ただし、下の子が4月から保育所等の利用が決定したこと等により、5月1日までに復職することとなった場合については、下の子の育児休業を理由とした上の子の在園期限は最長で、4月末まで延長することができます。

また、下の子の育児休業開始時点で上の子が3歳児クラス以上の場合は、再利用が困難なことや、保育の継続性を考慮し、下の子の育児休業の間、上の子は卒園まで利用できることとします。

(ウ) 上の子が施設を利用中に他の施設への転園を申し込まれ、下の子の出産に伴う育児休業期間中に、上の子の転園が決まった場合には、下の子の状況に関わらず、育児休業から復職する必要があります。

なお、内定を辞退して、在籍していた園に戻ることはできませんので、お申し込みにはよくご注意ください。

(エ) 転園のお申し込みや育児休業中でのお申し込みについて、詳しくは P.33 以降の Q & A をご覧ください。

(オ) 保育所等の申込を取下する場合は「子どものための教育・保育給付等認定取消届」をご提出ください。(P.9参照) また、転所申込の取下や一部の希望施設のための申込取下、内定を辞退する場合は「保育所等 申込取下届・内定辞退届」をご提出ください。

6 郵送申込について

郵送での申し込みをされる場合は、次の事項をご確認ください。
ただし、以下の①～⑤に該当する場合は引き続き窓口への直接提出のみとさせていただきますので、ご了承ください。

①健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な児童

※病気、怪我などの既往歴がある場合、障害者手帳等を取得している場合、発達全般で相談している場合や入所後一定のケアが必要と思われる可能性がある場合も含みます。

②アレルギー症状や宗教上の理由などにより、食事制限や服薬管理が必要な児童

③児童の養育上の課題（医療的ケアを必要とする等）を抱えている方

④大和市外の保育所を1園でも希望される方

⑤これから生まれてくる児童の保育所等の申し込みをされる方

園での安心・安全な生活を確保するためにも詳しい状況をお伺いしますのでご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

（１）提出書類について

通常の申し込み書類に加え、次の書類を同封してください。同封が確認できなかった場合、申し込みは受け付けられません。

① 直近の乳幼児健診結果の写し

② 郵送受付確認票

③ 本人確認書類（写）添付台紙

※ ②③については、大和市ホームページからダウンロードできます。③は個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを貼り付けたものをご提出ください。個人番号確認書類と本人確認書類の詳細については、P.7※2をご確認ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/OO0007.html



【二次元コード】

（２）申し込み締め切り日

郵送受付の締め切り日は、**窓口受付の締め切り日より早く設定**しています。締め切り日については、P.3をご確認ください。**締め切り日必着**です。申し込み書類の送付が締め切り日直前になる場合には、窓口へ直接書類を提出いただくことをおすすめします。なお、**郵便事故や遅延により締め切り日に到達しなかった場合は申し込みを受け付けられません。**あらかじめ余裕をもってお申し込みください。

（３）申込内容に変更がある場合

内容によっては郵送で受け付けできない可能性があるため、事前にほいく課 利用調整係までお問い合わせください。

（４）注意事項

（ア）書類に不備がある際は、電話や通知等で連絡の上、追加書類の提出を依頼します。締切日までに追加書類の提出が無い場合は、指数を下げて利用調整ができる場合に限り受け付けますが、保育の必要性等利用調整において重大な影響を及ぼす場合は受け付けできませんので、ご承知おきください。

（イ）書類の到達確認は行っておりません。到達に不安を感じる場合は簡易書留等の利用をご検討ください。また、申請書類一式をお手元にコピーして保管されることをおすすめします。

（ウ）兄弟姉妹2人以上で申し込む場合や1月及び4月申込など年度別に同時に申し込む場合は、複数の申込書類を提出することになるため、できるだけ1つの封筒にまとめて同封の上郵送していただきますようお願いします。

○郵送先（見本）

〒242-8601

大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階

大和市 こども部 ほいく課 利用調整係 行 「利用申込書類在中」

※「利用申込書類在中」と必ずご明記ください。



7 申し込みに必要な書類

必要書類が整っていないと、受け付けできない場合がありますので、事前に必要書類等をご確認ください。
ご提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をお取りください。

(1) 必須書類（申し込みのために提出していただく必須書類）

1	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書※1	同居する全ての家族の個人番号を記入してください。（保護者等が別居している場合は当該家族分も含む） 届出者（保護者）の個人番号と、本人確認ができる書類をご持参ください。※2
2	保育所等利用申込補助票	親子健康手帳（母子健康手帳）をあわせてご持参ください。 ※医療的ケアが必要なお子さんの申し込みは、P.4 をご確認ください。
3	保育所等利用申込に関する確認書	確認事項の全てにチェックを付け、裏面に署名して下さい。
4	保育を必要とする保護者の状況が分かる書類	保護者の状況に応じて必要な書類をご提出ください。 ※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 （例：4月申込の場合、10月1日以降の証明日が有効）
	自宅内外で働いているとき	就労証明書 ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届(e-Taxの場合は受信通知及び申請データ)・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書（直近年度分）・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写しを添付 ※証明日より就労開始（予定）日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要になります。
	出産の準備や出産後の休養が必要とき	親子健康手帳（母子健康手帳）の表紙と分娩予定日が分かるページの写し（多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要） ※多胎子を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書も必要
	病気や負傷、障がいなどのため保育が困難とき	医師の診断書、障害者手帳等の写し※3など ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。（記載がない場合、受理できません。）
	同居する親族などを介護や看護しているとき	介護または付き添いに関する申立書及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書など
	仕事を探しているとき	求職活動に関する申立書
	大学などに通っているとき	在学証明書及び時間割がわかる書類 （就学先は、原則として学校教育法や職業訓練開発促進法で定めるもの等）

(2) 該当する方のみ提出する書類（該当しない場合は提出の必要はありません）

5	市県民税課税(非課税)証明書 （名称は自治体により異なりますが、所得金額が記載されているものを自治体からお取り寄せください） ※該当する保護者の分が必要です。	- 利用（希望）月が令和7年1月から令和7年8月の場合で、令和6年1月1日時点の住民票所在地が大和市以外の場合は、令和6年度の証明書 - 利用（希望）月が令和7年9月から令和8年3月の場合で、令和7年1月1日時点の住民票所在地が大和市以外の場合は、令和7年度の証明書 ※令和5年度中、または令和6年度中に国外に居住されていた期間がある場合、収入の申立書、及び国内収入と国外収入をその勤務先が証明した書類。（国外での収入がない場合も、その旨の申立書が必要です。）
6	在園証明書	小学校就学前の兄弟が情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合 （認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の場合は不要）
7	全部事項証明書（離婚日の記載がある戸籍謄本）または弁護士・裁判所を介して離婚協議中、離婚調停中であることがわかる書類 戸籍がない場合は、各国大使館が発行した独身証明等	ひとり親家庭で児童扶養手当を大和市で受給されていない場合 ※ひとり親は父母の別居が条件となります。（内縁関係の同居も不可） ※他市で児童扶養手当を受けていて大和市に転入したばかりの場合は、戸籍謄本が必要です。
8	祖父母の状況が分かる書類 （保育を必要とする保護者の状況が分かる書類と同じ書類。ただし、祖父母が「仕事を探しているとき」を除く）	同居する65歳未満（希望月1日時点の年齢）の祖父母が保育できない場合（就労・介護・就学は月64時間以上の場合）
9	障害者手帳などの写し	申し込み児童と同居する家族で障害者手帳など※4を所持する場合
10	保育士等であることが確認できる書類	P.20にある保育士等の加算対象となる方は当該資格証等の写し
11	郵送受付確認票 （※郵送申込の場合のみ）	必要事項の記入及び確認事項にチェックを付け、裏面に署名
12	本人確認書類（写）添付台紙 （※郵送申込の場合のみ）	申請者（保護者）の個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを貼り付けたもの



- ※1 電子申請（マイナポータル）による申し込みも可能です。なお、申込書以外の必要書類は電子申請ができないため、期日（必着）までに郵送または直接大和市保健福祉センターほいく課の窓口で提出が必要です。
- ※2 （1）個人番号確認書類（①～④のうち1つ）
 ①マイナンバーカード、②通知カード（デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限り、利用可能）、③個人番号が記載された住民票の写し、④住民票記載事項証明書
 （2）本人確認書類（㉖～㉑のいずれかの書類）
 ㉖マイナンバーカード、㉗運転免許証、㉘運転経歴証明書、㉙旅券、㉚身体障害者手帳、㉛精神障害者保健福祉手帳、㉜療育手帳、㉝在留カード、㉞特別永住者証明書
 上記㉖～㉞以外の場合は、以下㉟～㊿の2つ以上の書類
 ㉟健康保険証、㊱後期高齢者医療被保険者証、㊲介護保険被保険者証、㊳健康保険日雇特例被保険者手帳、㊴共済組合員証、㊵私立学校教職員共済制度の加入者証、㊶国民年金手帳、㊷基礎年金番号通知書、㊸児童扶養手当証書
＊マイナンバーカードがあれば、個人番号の確認と本人確認を1枚で行うことができます。
 ＊（1）（2）は、申請時点で有効期間内のものに限りま。
- ※3 障がいの場合は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の写しが必要になります。
- ※4 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳を所持している方は写しを、また特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者の方は受給者証の写しをご提出ください。同居する家族のうち、保護者が障害者手帳などを所持している場合で、保育を必要とする保護者の状況が分かる書類でご提出されている場合は不要です。

○大和市外にお住まいの方がお申し込みしたい場合

大和市外にお住まいの方が申し込む場合は、お住まいの市区町村を通じて大和市へ申し込む必要があります。

お住まいの市区町村の担当窓口へ以下の必要書類をご持参のうえ、お申し込み手続きをお願いします。

【必要書類】

- ・お住まいの市区町村で必要な申込書類一式
- ・P.6「（1）必須書類 3 保育所等利用申込に関する確認書」
- ・（該当する方のみ） P.6「（2）該当する方のみ提出する書類（5～10）」のうち、該当する書類
- ・（転入予定の場合）入所希望月の前月末日までに大和市に転入予定と確認できる書類（賃貸借契約書等）の写し

※自営業者の方は、自営業を証明する書類の添付も必要です。

※求職活動を条件にお申込する場合、お住まいの市区町村に該当する書式がなければ、求職活動の申立書も必要です。

※書類に不備がある場合や、大和市に届いた時点で締切日を過ぎていた場合は受け付けができませんのでご注意ください。



8 大和市内園から大和市内園への転園申し込みに必要な書類

必要書類が整っていないと、受付できない場合がありますので、事前に必要書類等をご確認願います。申し込み期間及び申し込み場所は P.3～4 を参照。郵送の場合は本人確認書類の写しを添えてください。

(1) 必須書類（申し込みのために提出していただく必須書類）

1	保育所等変更申込書	
2	保育所等利用申込補助票	親子健康手帳（母子健康手帳）をあわせてご持参ください。
3	保育を必要とする保護者の状況が分かる書類	保護者の状況に応じて必要な書類をご提出ください。 ※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 （例：4月申込の場合、10月1日以降の証明日が有効）
	自宅内外で働いているとき	就労証明書 ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届（e-Tax の場合は受信通知及び申請データ）・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書（直近年度分）・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写しを添付 ※証明日より就労開始（予定）日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要になります。
	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	親子健康手帳（母子健康手帳）の表紙と分娩予定日が分かるページの写し（多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要） ※多胎子を除き、産前6週日より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書も必要
	病気や負傷、障がいなどのため保育が困難なとき	医師の診断書、障害者手帳等の写し※1 など ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要が旨が記載されている必要があります。（この旨の記載がない場合、受理できません。）
	同居する親族などを介護や看護しているとき	介護または付き添いに関する申立書及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書など
	仕事を探しているとき	求職活動に関する申立書
	大学などに通っているとき	在学証明書及び時間割がわかる書類 （就学先は、原則として学校教育法や職業訓練開発促進法で定めるもの等）

(2) 該当する方のみ提出する書類（該当しない場合は提出の必要はありません）

4	祖父母の状況が分かる書類 （保育を必要とする保護者の状況が分かる書類と同じ書類。ただし、祖父母が「仕事を探しているとき」を除く）	同居する 65 歳未満（希望月 1 日時点の年齢）の祖父母が保育できない場合（就労・介護・就学は月 6 4 時間以上の場合）
5	障害者手帳などの写し	申し込み児童と同居する家族で障害者手帳など※2 所持する場合
6	保育士等であることが確認できる書類	P.20 にある保育士等の加算対象となる方は当該資格証等の写し

※1 障がいの場合は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の写しが必要になります。

※2 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳を所持している方は写しを、また特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者の方は受給者証の写しをご提出ください。同居する家族のうち、保護者が障害者手帳などを所持している場合で、保育を必要とする保護者の状況が分かる書類でご提出されている場合は不要です。

【転園申込の際の注意事項】

- （1） 年度途中（5月～3月）の転園申し込みの場合、当該年度末（3月）まで、調整指数により4点減点となります。ただし、市内転入転居を伴う場合、または兄弟姉妹が利用している保育所等に転園を希望する場合は、減点となりません。また、年度初めの4月の転園申し込みは、どなたも減点となりません。4月の転園申し込みで保留となった場合、その転園申し込みが継続している限り、5月以降も減点となりません。
- （2） 転園申込を取り下げる場合は、**取り下げ希望月の申し込み期間中に、保育所等申込取下届をご提出ください。**（転園内定後に内定辞退または転園申込を取り下げる場合は、元の施設には戻れません。）
- （3） 転居を伴う場合は、希望月1日までに転居していることを前提に減点を付けません。希望月1日を過ぎて住民票異動をした場合、内定取消となる場合がございます。その場合、利用していた施設に戻ることもできないためご注意ください。
- （4） 上の子が施設を利用中に他の施設への転園を申し込まれ、下の子の出産に伴う育児休業期間中に、上の子の転園が決まった場合には、下の子の状況に関わらず、育児休業等から復職する必要があります。
- （5） 希望月から起算して6ヶ月以内の証明日で記入してある就労証明書等をすでにほいく課にご提出いただいている場合は、改めてご用意いただく必要はございません。



9 申込書類提出後の変更について

(1) 申込内容の変更

保育所等の利用申込後に、保護者等の状況が変わり、申請した内容に変更が生じた場合は必ず所定の手続きが必要となります。（利用希望月の申請受付期間中にお手続きください。遡って申請内容の変更を行うことはできません。提出書類に不備等がある場合には受付できない場合があるのでご注意ください。）

状況の変化の例	提出書類
世帯構成の変化（離婚・結婚・祖父母と同居※等） ※65歳未満の祖父母と同居する場合は、祖父母についても保育を必要とする状況がわかる書類が必要となります。（未提出の場合、調整指数が減じられます）	- 子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 - 離婚・結婚の場合、戸籍謄本（全部事項証明書）
保育を必要とする状況の変化 （就労の変化（転職・勤務時間の変更・退職他）等）	- 子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 - 変更内容が確認できる書類（P.6 参照）を添付
その他、申請内容に変更が生じる場合	- 子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 - 変更内容が確認できる書類（P.6 参照）を添付

保護者等の状況は、提出いただいた情報を基に希望月の状況として審査を行っています。変更が生じて申請時より指数が下がる場合や、必要な手続きをされなかった場合は、保育所等の入所が取消となる場合がありますので、ご注意ください。

上記書類については窓口で受け付けております。郵送での申込内容の変更も可能ですが、内容によっては郵送で受け付けできないものもあるため、事前にほいく課 利用調整係までお問い合わせください。

(2) 入所を希望する保育所等の変更

入所を希望する保育所等を変更したい場合は、利用希望月の申込受付期間中に「希望施設等変更申込書」を提出いただくことで変更できます。

窓口、郵送（本人確認書類の写しを添え、締切日必着）、オンライン申請で受け付けております。

・オンライン申請について

大和市ホームページ内『保育所・幼稚園入所までの流れ』の『希望園の変更について』をご確認のうえ、ホームページ内のリンク先から希望施設変更申込を申請いただけます。



【二次元コード】

(3) 保育所等の申し込みを取り下げたい時

保育所等の申込を取り下げする場合は「子どものための教育・保育給付等認定取消届」をご提出ください。窓口、オンライン申請で受け付けております。

・オンライン申請について

電子申請（下記 URL または二次元コードからぴったりサービスにアクセスし、「神奈川県大和市」の「子育て」カテゴリを検索し「子どものための教育・保育給付等認定取消届」から電子申請してください。なお、電子申請の際には、申請者のマイナンバーカードか、スマホ用署名用電子証明書を設定済みのスマートフォンによる電子署名が必要です。）



【二次元コード】

ぴったりサービス https://myrna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_init.form



10 利用調整の方法

申し込みの早い順番からではなく、**保育の必要性の高いお子さんからご案内**します。申し込みの内容をもとに、「保育所等利用調整基準」により利用調整を行います。

【令和7年4月の場合】 ※令和8年4月のスケジュールは未定です

1次 申し込み	申し込み期間：令和6年11月1日（金）～11月29日（金） ※11月9日（土）・16日（土）・24日（日）も受け付け（これ以外の土日祝日は受け付けを行っておりません） ※郵送での申込や大和市外にお住まいの場合、11月11日（月）必着（申込内容の変更申請は、11月29日（金）まで受け付け）
	時間：8：30～11：30、13：00～16：30
	※申し込み期間内に書類を早く提出しても有利、不利はありません。また、申し込み期間内にどの保育所等にどれだけの申込者がいるかなどの質問には一切お答えできません。



結果通知	通知時期：令和7年1月下旬（認定通知書も同時期に発送）	
	内定の場合	保留の場合
	“保育所等利用調整結果”が届きます。 通知で指定された日時にお子さまと一緒に保育所等で面接を受けてください。 <u>面接時に必要なもの</u> ・親子健康手帳（母子健康手帳）・児童票など（通知に同封）	“保育所等利用保留通知書”が届きます。 保育所等の空きが生じた場合は、 二次利用調整 を行う場合がありますので、同封の案内をご覧ください。

※市外在住の方は、大和市内で月に実労働64時間以上働いていることを条件に、2次申し込みから利用調整を行います



利用開始 4月1日	以下の通知が届きます。	
	利用決定通知	認可保育所の場合は市から、認可保育所以外の場合は当該施設から届きます。
	利用者負担額通知	利用する施設に関わらず市から届きます。

入所保留となった方へのアフターフォロー
希望の施設・事業に決まらなかった場合などには、現況確認やニーズ調査、5月以降の申し込み継続確認などを行った上で、他の施設の空き状況や保育サービス等の情報提供を行います。

【5月以降の場合】

申し込み	申し込み期間：P3.申込方法をご覧ください
	時間：8：30～12：00、13：00～17：00
	※土日祝日は受け付けを行っておりません。 ※申し込み期間内に書類を早く提出しても有利、不利はありません。また申し込み期間内にどの保育所等にどれだけの申込者がいるかなどの質問には一切お答えできません。



結果通知	通知時期：毎月16日以降を予定しています。（認定通知書も同時期に発送）	
	内定の場合	保留の場合
	“保育所等利用調整結果”が届きます。 通知で指定された日時にお子さまと一緒に保育所等で面接を受けてください。 <u>面接時に必要なもの</u> ・親子健康手帳（母子健康手帳）・児童票など（通知に同封）	“保育所等利用保留通知書”が届きます。 決定できない場合は、自動的に次回の調整対象となります。その場合の調整結果は内定した場合のみご連絡します。 ※入所保留中に希望する保育所等を変更したい場合は、“希望施設等変更申込書”をご提出ください。



利用開始 決定した月の1日	以下の通知が届きます。	
	利用決定通知	認可保育所の場合は市から、認可保育所以外の場合は当該施設から届きます。
	利用者負担額通知	利用する施設に関わらず市から届きます。

申し込みの継続手続きについて
申し込みの有効期間は令和8年3月までとなります。

申し込みを継続するための手続きが必要になります。10月頃に翌年度の申込についてご案内を送付いたします。

書類のご提出がない場合、令和8年4月利用申込以降の審査ができかねますのでご注意ください。

（在園児の転園申し込みも含む）



1 1 認定通知書について

(1) 認定通知書の内容

子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することを、大和市が認定したことを示す通知書です。「認定通知書」には、保護者やお子さんの氏名、住所、認定区分、有効期間、必要量、事由が記載されています。

※1 認定通知書が届いても、施設の利用が決定したわけではありません。利用調整の結果の通知は別途届きます。また、保育所等の利用日や利用時間は、実際に保育が必要となる時間となり、認定通知書の必要量を超える場合は、延長保育利用料などが生じます。

※2 保育の必要性の認定基準は、原則として各月1日時点の状況で判断します。

(2) 認定通知書が交付されたあとの変更

(ア) 在園児の世帯

保護者(世帯)の状況に変更が生じる場合には、原則として変更が生じる前月 20 日までに必要な資料とともに“子どものための教育・保育給付等認定変更申請書”(以下、「変更申請書」という)をご提出ください。

※原則として翌月の初日より変更します。認定内容の変更は、月途中や遡りで行うことはできません。

内容によっては、利用出来る時間、期間、利用者負担額(保育料)や延長保育利用料に変更が生じる場合があります。利用開始後にお仕事を辞められた、妊娠・出産を迎えられる場合などには、必ず保育所等又はほいく課に届出してください。

(イ) 保育所等に申し込み中(転園申込を含む)の世帯

保護者(世帯)の状況に変更が生じた場合は、申込締切日(P.3参照)までに必要な資料とともに変更申請書をご提出ください。申込締切日に対応した希望月より、変更後の内容で利用調整を行います。(締切までに提出がない場合、内定が取り消される場合もありますのでご注意ください。)

(3) 認定通知書の記載事項

(ア) 認定されている事由と期間

事由1：就労、事由2：出産、事由3：疾病、事由4：介護、事由6：求職中、事由7：就学、事由9：育休 など

※保護者の事由が異なる場合は、有効期間や必要量が短い事由で認定されます。

(イ) 認定区分 教育・保育給付認定区分(1号、2号、3号)を表記します。(P.1参照)

(ウ) 保育必要量 必要量とは施設を利用できる時間のことです。

標準時間：11時間 短時間：8時間



12 3歳未満児の利用者負担額（保育料）について

※1 3歳未満児⇒当該年度初日の前日に3歳に達していない小学校就学前の児童のこと。（当該年度中に3歳に達する小学校就学前の児童であっても、当該年度の年齢区分は3歳未満児とします。）
3歳以上児⇒当該年度初日の前日に3歳に達している小学校就学前の児童のこと。

※2 3歳以上児の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化に伴い無償となります。
無償化については、P.23～P.24をご確認ください。

（1）決定方法

- （ア）3歳未満児の利用者負担額は、世帯の市町村民税所得割額等、お子さんの年度当初の年齢、認定区分、保育の必要量、兄弟の状況等で決定します。詳しくは、P.21～P.22をご確認ください。
- （イ）未申告や課税証明書未提出等の理由で市町村民税額が確認できない場合は、該当する年齢の最高階層の利用者負担額で決定します。
- （ウ）利用者負担額の算定に必要な市民税額を大和市が決定している場合は、各年度の7月中旬時点の課税情報を基に利用者負担額を算出します。市民税額等に変更が生じた場合は、その旨をほいく課認定管理係に届け出てください。
- （エ）保護者の収入が一定の基準（ひとり親世帯は125万円、その他の世帯は180万円）未満の場合は、同居する祖父母等（住民票上世帯分離している者、多世帯住宅居住者を含む）の市町村民税所得割額を含めて決定します。
- （オ）解雇や死亡のために利用者負担額の支払いが困難となるなど、一定の基準を満たす場合には、利用者負担額が軽減されます。ほいく課認定管理係にご相談ください。
- （カ）利用者負担額以外に延長保育利用料の他、実費負担額等がかかる場合があります。
- （キ）利用者負担額等の算定基準は、原則として、各月の1日時点の状況で算出します。

（2）支払い方法

- （ア）保育所以外の施設を利用する場合は、各施設にお支払いください。大和市外の公立保育所を利用する場合は、施設所在地の自治体へお支払いください。以下は、大和市に支払う場合です。
- （イ）原則として、口座振替にてお支払いください。振替日は、月末日（土・日・祝日の時は翌金融機関営業日）です。
- （ウ）口座振替の手続用紙は、利用決定の際にお渡ししますので、金融機関にご提出ください。
- （エ）口座振替の手続きがされない場合は、納入通知書を送付しますので、金融機関などで月末までにお支払いください。
- （オ）利用者負担額の納入がない場合は、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤め先への照会など）などの滞納処分を行うことがあります。

13 生活について

（1）保育時間

教育・保育給付認定における保育の必要量は保護者の状況を考慮して決定されます。（例：就労の場合、勤務時間＋移動時間などを含めた時間に必要量を認定します。）原則的な保育時間や開園時間（P.25～P.27「大和市保育所等一覧」で利用できる時間をご確認ください。）を超えて利用する場合や土曜日に利用する場合は、利用する施設長に届け出てください。なお、急きょ土曜日や延長保育を利用する場合は、対応できない場合もありますので、施設と調整の上、事前に届け出てください。

（2）休園日

原則として、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間です。

（3）送り迎え

- （ア）原則として、保護者が行ってください。保護者が送迎できない場合、送迎の時間などが変更になる場合、お休みをする場合は、必ず保育所等にご連絡ください。
- （イ）毎朝、お子さんの健康状態をよく診て、体調の悪い時は休ませてください。原則、保育所等での与薬は行いません。また、急な発熱や怪我などでお迎えが必要になることもあります。



(ウ) 車で送迎される場合は、事前に、車での子の来園の可否を保育所等にご確認ください。

(4) 慣れ保育

利用開始当初は、お子さんが環境に慣れるように、少しずつ保育時間を延ばしていくことが基本です(1～2週間程度)。また、お子さんと一緒に保護者にも保育に参加していただく場合があります。

(5) 延長保育

(ア) 認定通知書に記載された保育を利用できる時間を超えて利用する場合は、事前に保育所等へご相談ください。延長保育の時間は、P.25～P.27「大和市保育所等一覧」でご確認ください。

(イ) 利用者負担額とは別に、延長保育利用料が必要となります。保育所等へお支払いください。

(6) 給食

(ア) 3歳以上児で給食の提供を希望されない方は、事前に「給食実施不要届書」の提出が必要です。早めにご相談下さい。

(イ) 3歳以上児は主食費と副食費が実費負担となります。

(ウ) アレルギー原因食品を除去する必要がある場合は、利用開始前に生活管理指導表等を提出してください。

(エ) 医師の診断に基づく、疾病、食物アレルギー及び宗教上の事由以外については、原則としてお弁当を持参していただくことはできません。

14 諸注意

(1) 病気や負傷などの理由で利用していて利用期間を延ばす場合は、改めて診断書をご提出ください。

(2) 出産に係る理由で利用していて出産予定日より遅れて出産した場合は、利用期間を延ばすことができる場合がありますのでご連絡ください。

(3) 仕事を探すために利用した場合は、利用期間が終わる月の20日までに、「就労証明書」をご提出ください。提出できない場合は、退園となります。

(4) 育児休業等から復職する場合は、復職から2週間以内に、「育児休業等復職証明書」をご提出ください。提出できない場合は、退園となります。

(5) 離婚調停中であることを理由にひとり親として申請を行った場合には、離婚後、速やかに戸籍謄本(又は全部事項証明書)を提出ください。なお、離婚調停が不調に終わるなど、離婚していない・離婚調停等を行っていない、または同居をしている場合は、「ひとり親」として取扱うことができません。速やかに変更のお手続きを行ってください。

(6) 保育の必要性や利用者負担額等の算定基準は、原則として、各月の1日時点の状況で判断します。

(7) 毎年、状況確認を行います。別途、必要書類をご案内しますので、期限までにご提出ください。

(8) 上記(7)の状況確認の有無にかかわらず、申し込み内容等に変更が生じた場合は、速やかにお手続きください。

(9) 申し込み内容が事実と相違する場合等は、10万円以下の過料を科すことがあります。

15 保育所等の退園について

- (1) 原則として、退園する月の前月までに、「子どものための教育・保育給付等認定取消届」をご提出ください。なお、退園日は原則として、月の末日となります。
- (2) 次のような場合は、保育所等を退園となります。
- (ア) 集団生活に困難が生じたとき。
 - (イ) お子さんがおおむね2ヶ月にわたって休むとき。
 - (ウ) 利用できる条件を満たさなくなった（保育の必要性がなくなった）とき。
- (3) 保育所等を退園された後、幼稚園（認定こども園の幼稚園機能部分を含む）や認可外保育施設等を利用される際に、無償化認定を希望される方は、退園する月の20日までにお手続きが必要です。
- (4) 市外に転出された場合、大和市が実施する保育サービスが一度終了となるため、「子どものための教育・保育給付等認定取消届」を提出していただく必要があります。よって、次の場合を除き、退園することとなります。ただし、いずれの場合も転出先の自治体で大和市内の保育所等を利用する申込手続きを経た場合のみ、それぞれに定める期間まで継続利用が可能となります。
- (ア) 保護者が大和市内の事業所に就労する（在勤要件がある）場合は、卒園まで。
※転出後に在勤要件がなくなる場合は、在勤要件がなくなった年度末まで。
 - (イ) 保護者に在勤要件がなく、引き続き在園を希望される場合は、市外に転出された年度末まで。
※4月1日を市外自治体への転入日とする場合は4月1日時点で大和市民ではないため、前日の3月31日で退園となります。

16 その他の保育サービス

(1) 休日保育

次のいずれにも該当する場合に利用できます。

- ・保護者のいずれも就労などのため、休日に常態的に保育を必要とする児童。
- ・子どものための教育・保育給付認定（2号、3号）を受けており、保育所等を利用する児童。

※市内在住で市外の保育所等を利用する児童及び市外在住で市内の保育所等を利用する児童も含む

<実施場所・実施内容>

まなびの森保育園中央林間 中央林間9-6-1 電話 046-275-0880 開園日 日曜日、祝日（12月29日～1月3日を除く） 受入年齢 0歳（8週）から小学校就学前まで		
アスク大和南保育園 大和南2-2-9 電話 046-200-3052 開園日 日曜日、祝日、年末（12月29日～12月31日） 受入年齢 満1歳から小学校就学前まで		
公私連携型保育所ななつぼし 中央1-5-14 電話 046-260-1055 開園日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 受入年齢 0歳（8週）から小学校就学前まで		
スクルドエンジェル保育園中央林間園 中央林間9-17-1 電話 046-204-4752 開園日 日曜日、祝日、年末年始（1月1日、2日を除く。12月31日は短時間保育時間のみ） 受入年齢 0歳（8週）から小学校就学前まで		

※延長保育の利用を希望する場合は実施施設へご相談ください。利用には延長保育利用料が必要です。

<注意点>

- ・休日保育を利用する場合は、平日に保育を利用しない日を設けるようにしてください。
- ・利用する児童の年齢や実施施設の行事等の状況により、受け入れ人数には制限があります。
- ・利用申込は申し込み順に受け付けます。
- ・急遽、利用をキャンセルされる場合は、利用前日の午後5時までに必ず実施施設へ連絡をしてください。（お子さまの体調不良など、当日にキャンセルが必要な場合は、午前9時までに連絡をしてください。）無断でのキャンセルは、実施施設のほか、他の利用希望者にも迷惑がかかりますので、実施施設へ必ずご連絡していただくようお願いいたします。

<手続き方法>

○利用登録

- ①手続き方法や必要書類については実施施設へ電話で確認してください。
- ②利用申込前に「休日保育利用登録申込書（別紙 1）」を実施施設へご持参ください。

○利用申込

〈受付期間〉 利用希望月の前月 20 日～月末日（20 日が土・日・祝日の場合は、次の平日）

〈受付時間〉 午前 9 時～実施施設の開園時間内まで

- ①受付期間内に実施施設へ電話で予約をしてください。
 - ②その後、受付期間内に「休日保育利用申込書（別紙 2）※1」「休日勤務（予定）証明書（別紙 3）又は申立書（別紙 4）※2」を実施施設へ持参又は郵送でご提出ください。
- ※1 在籍施設長等の確認印が必要です。なお、新規に保育所等を利用する場合は、在籍施設長等の確認印が得られないため、書類のご提出は初回の休日保育利用日までに行ってください。
- ※2 大和市へ提出された保護者それぞれの「就労証明書」で、常態的に休日保育を必要とすることが確認できる場合は、ご提出は不要です。確認できない場合は、保護者それぞれについて、いずれかの提出が必要です。

注意・補足事項

1. 利用登録・利用申込は利用する施設ごとに行ってください。
2. 実施施設によっては追加で書類の提出を求められる場合があります。
3. 申し込み時点で利用可能人数の上限に達している日については、利用する施設へ申込期間内に申し出ていただければキャンセル待ちを受け付けます。
4. 申込書類の様式等のダウンロードは下記 URL 及び二次元コードから可能です。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇20.html



【二次元コード】



（２）一時預かり

保育園等や幼稚園に通われていないお子さんを対象※¹として、ご家庭での保育が一時的に困難となった場合や、子育てにおける保護者の負担軽減のために、お子さんをお預かりする制度※²です。

大和市の一時預かりには以下の２種類の形式があります。

※¹：原則として、週末や夏休み等、在籍している園が閉園している場合には、一時預かり事業を利用できます。

※²：１日に受け入れられる人数には限りがあるため、希望する施設の受入れ状況によっては利用できない場合があります。

【緊急的保育】

ご家庭での保育が一時的に難しくなった場合などに利用できます。

実施施設	P.25～P.27「大和市保育所等一覧」又は下記大和市 WEB サイトでご確認ください。
対象児童	実施施設にお問い合わせいただくか、下記大和市 WEB サイトでご確認ください。
利用方法	① 利用を希望する一時預かり実施施設へご連絡ください。 ② 実施施設へ必要書類を提出し、面接を行ってください。
利用料金	実施施設にお問い合わせいただくか、下記大和市 WEB サイトでご確認ください。

【非定型的保育】

保護者が仕事などにより、週に何日か家庭で保育できない状況が継続する場合に利用できます。

実施施設	P.25～P.27「大和市保育所等一覧」又は下記大和市 WEB サイトでご確認ください。
対象児童	実施施設にお問い合わせいただくか、下記大和市 WEB サイトでご確認ください。
利用方法	① 利用を希望する保育所等へご連絡ください。 ② 実施施設へ必要書類を提出し、面接を行ってください。
利用料金	実施施設にお問い合わせいただくか、下記大和市 WEB サイトでご確認ください。

実施施設の一時預かりの空き状況については、直接施設にお問い合わせください。

なお、一部の詳細情報については大和市 WEB サイトでもご確認いただけます。

（各施設の受入条件や利用料等を確認できる一覧表(PDF 形式)が掲載されています。）

URL：https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇19.html



[二次元コード]

一時預かりの利用料※は無償化制度の対象となる場合があります。

無償化制度の詳細については P.23～24 をご確認ください。

※実費負担額（食事代等）は制度の対象外となります。



(3) 病児保育

お子さんが病氣中や病氣の回復期で、当面病状の急変が認められない場合において、保護者が仕事・疾病・その他の理由により、家庭で保育できない場合に利用できます。

実施施設	大和市病児保育室 ぽかぽか 深見西 8-3-39（大和市立病院敷地内） 電話 263-5115 開園時間：月～金曜日の8:30～18:30（土・日・祝、12月29日～1月3日を除く）
	もみの木医院 病児保育室 大和南 2-6-5 電話 261-6164 開園時間：月～金曜日の8:30～18:30（土・日・祝、12月29日～1月3日、施設の指定する日を除く）
対 象	大和市内又は連携市町村（厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）に住む、生後6ヶ月～小学6年生の子ども ※連携市町村以外に在住する方は実施施設へお問い合わせください。
利用方法	①利用を希望する施設へご連絡ください。 ②実施施設へ必要書類を提出してください。 ※初めて利用する場合は、実施施設に利用方法や必要書類などをご確認ください。 ※病児おむかえサービスは、大和市ファミリーサポートセンター（電話 046-264-5726）で実施しています。
利用料金	1日2,000円（生活保護法による被保護世帯の場合は免除されます）

(4) 地域育児センター

保育所で子育ての疑問や悩みを相談できます。

実施施設	大和市内の保育所等
対 象	子育て中の方
活動内容	① 園開放（園内や園庭などで遊べます） ② 世代間交流 ③ 子育て相談（電話でのご相談も可能です） ④ 子育て情報等の提供 ※利用する場合は、事前に利用を希望する施設へご連絡ください。

(5) 送迎ステーション

預かり時間の関係で幼稚園を利用できない働く子育て世帯の保育ニーズに対応するため、幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の通園バスを利用した「送迎ステーション事業」を実施しています。同事業は、**幼稚園等の教育時間の前後に預かり保育を行うことで、保育所等と同様の保育時間を確保するものです。**

対 象	提携幼稚園等に通園して通園バスを利用している児童のうち、次に該当する保護者 ①大和市内の幼稚園等に通園（予定の方を含む）している児童の保護者 ②大和市内に在住し、市外の幼稚園等に通園（予定の方を含む）している児童の保護者 ※提携幼稚園等の詳細については実施施設へお問い合わせください。		
実施施設	大和市子育て支援施設 きらきらぼし 中央林間 4-12-1 中央林間東急スクエア3階 電話 259-6094 利用日：日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く毎日		
	公私連携型子育て支援施設 こどもの城 中央1-5-14 電話 204-6165 休業日なし		
利用方法	①実施施設へ直接ご連絡ください。 ②実施施設へ必要書類を提出してください。		
利用料金	午前7時から午後6時まで	平日と土曜のみ	月額 10,000円
		日曜祝日も含む場合	月額 14,000円（こどもの城のみ）
	午後6時から午後8時まで（延長保育） （きらきらぼしは午後7時まで）		月額 4,000円／1時間
			延長1回につき 500円／1時間

17 保育所等利用調整基準

- 利用調整は、大和市内在住者（利用開始日までに大和市へ転入する場合を含む）および、調整指数の「保育士等」に該当する方を優先して行います。
- 保護者の状況などから「基準指数」に「調整指数」を加算し指数の高い方から選考します。指数が同点の場合は「優先項目」の1から順番に選考します。

< 基準指数 >

保護者の状況			指数
就労	就労中	1 ヶ月の実労働時間が 140 時間以上	20
		1 ヶ月の実労働時間が 110 時間以上 140 時間未満	18
		1 ヶ月の実労働時間が 90 時間以上 110 時間未満	16
		1 ヶ月の実労働時間が 64 時間以上 90 時間未満	14
	内定	1 ヶ月の実労働時間が 64 時間以上	12
	内職	月 3 万円以上	8
	出産	産前6週目（多胎の場合は14週目）の日（産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、当該開始日）が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間	14
疾病・傷病	1 ヶ月以上の入院		20
	常時仰臥・精神性の疾病		20
	その他療養（上記以外）		16
心身障がい	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A		20
	身体障害者手帳 3 級、精神障害者手帳 3 級、療育手帳 B1		18
	身体障害者手帳 4 級、療育手帳 B2		16
	上記以外で保育にあたれない場合		14
介護・看護	同居する親族を常時観察・付添介護（看護）のため保育にあたれない場合		20
	上記以外で保育にあたれない場合		14
災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合		30
就学	月 64 時間以上の就学（学校教育法第 1 条、第 124 条、第 134 条第 1 項又は職業能力開発促進法第 16 条第 1 項及び第 2 項に定めるものなど）		12
求職	仕事を探すために外出することを常態としている場合		7
その他	その他、明らかに保育が必要と認められる場合		6～20

※基準指数は、保護者それぞれの指数を加算します。

※産前産後休暇・育児休業等の終了に伴い復職する場合や、勤務時間短縮制度を利用する場合は、正規の勤務時間で指数を加算します。

※大和市外に在住している場合は、利用開始日までに転入する場合を除き、大和市内で月に実労働 64 時間以上働いていることが条件です。

※本ガイド掲載の保育所等利用調整基準は令和 7 年度 4 月利用申込から適用されます。

＜調整指数＞

保護者の状況など		指数
ひとり親家庭等	同居する 65 歳未満の祖父母がいない場合	25
	同居する 65 歳未満の祖父母がいる場合	23
	両親が不在の状態、両親以外の保護者に養育されている場合	10
保育士等	保育士として大和市内の保育所等又は大和市認定保育施設で、又は幼稚園教諭として大和市内の幼稚園（「大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱（令和 4 年告示第 13 号）」第 2 条別表の区分 6、補助基準額(1)～(5)に該当する施設に限る。）で月に実労働 64 時間以上、就労（内定）している場合 ※就労先が保育所の場合は保健師及び看護師を、小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、事業所内保育事業所又は大和市認定保育施設の場合は保健師、看護師及び准看護師を保育士に含めることとする	9
認定こども園	1 号認定で利用している認定こども園を、保護者の就労状況が変化した等の理由で、3 歳児クラスの 5 月から 5 歳児クラスの年度末の間に、2 号認定での利用を希望する場合	5
児童の医療的ケア	医療的ケア児の保育所等利用検討会議で集団保育が必要とされた場合	5
保護者の障がい	疾病・傷病・心身障がいによる申し込みではなく、障害者手帳（身体障害者手帳は 4 級以上）又は療育手帳の交付を受けている場合	4
低年齢児保育所等卒園	市内の低年齢児保育所又は地域型保育事業所を卒園する場合	3
育児休業等の再利用	育児休業等のため、産後休暇終了日が属する月の月末までに退園し、復職のため再利用を希望する場合	3
生計中心者の失業等	生計の中心者が解雇などで失業している場合又は生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）（注 1）	2
兄弟姉妹	在園児が兄弟姉妹が利用する保育所等への転園を希望（保育所等変更申込書を提出）する場合（注 2）	3
	兄弟姉妹が利用する保育所等の利用を希望する場合（注 2）	1
多胎子	双子など、多胎子での申し込みの場合	1
児童の障がい	障害者手帳（身体障害者手帳は 4 級以上）又は療育手帳の交付を受けている場合	1
祖父母	65 歳未満の同居の祖父母がいる場合 ※祖父母が月に実労働 64 時間以上就労しているなど、保育を必要とする祖父母の状況が確認できた場合を除く	-3
内定辞退	内定を辞退した場合	-3
転園	年度途中（5 月～3 月）に転園を希望する場合（減点は当該年度末の 3 月まで） ※市内転入転居を伴う場合又は兄弟姉妹が利用する保育所等に転園を希望する場合は除く	-4
送迎ステーション	送迎ステーション事業の承認を受けた場合	-10
保育料滞納	正当な理由がなく保育料を 3 ヶ月分以上滞納している場合	-10
育児休業等延長予定	希望する保育所等に入所できない時は、育児休業等延長も許容できる場合	-20
その他	その他特別の事情があると認められる場合	-10～20

※調整指数は、世帯を単位に加算します。ただし、「保護者の障がい」「保育士」は保護者それぞれの指数を加えたもの、「認定こども園」「児童の医療的ケア」「低年齢児保育所等卒園」「兄弟姉妹」「多胎子」「児童の障がい」「内定辞退」「転園」「送迎ステーション」は申し込まれたお子さんごとに指数を加算します。

※地域型保育事業は、卒園後、連携施設を第一希望とする場合、優先的に案内をすることとなっています。そのため、希望者のみを対象として他の申込者とは別に選考を行います。

（注 1）事務取扱については別に定めます。

（注 2）一定の年齢まで分園を利用後、本園に進級する保育所を兄弟姉妹が利用している場合、兄弟姉妹が 1 号認定子どもとして認定こども園を利用している場合、又は希望する地域型保育事業と兄弟姉妹が利用する幼稚園の所在地が同一の場合を含みます。

＜優先項目＞

保護者の状況など		優先順位
医療的ケア	医療的ケア児を優先	1
ひとり親	ひとり親家庭を優先	2
育児休業等明け	産前産後休暇・育児休業等の終了に伴い復職する世帯を優先（自己都合により転園を希望する児童は除く）	3
生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯を優先	4
第 3 子以降	利用を希望する児童が第 3 子以降の者を優先	5
希望順位	希望順位の高い者を優先	6
待機期間	待機期間の長い者を優先	7
認定保育施設	大和市認定保育施設を利用（一時預かり利用は除く）している者を優先	8
所得	所得の低い世帯を優先	9

※第 3 子とは、「保護者」が養育している全ての子ども（十八歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）のうち、年齢順に上から 3 番目の子をいいます。なお「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。

※待機期間は、申し込みに必要な書類が全てそろった時点から起算します。



18 利用者負担額（保育料）

<2・3号認定>

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
階層	定義			3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯			0	0		
B	市民税非課税			0	0		
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)		
		第2階層	48,600円以上 60,700円未満	10,900 (5,400)	10,700 (5,300)		
		第3階層	60,700円以上 72,800円未満	13,800 (6,900)	13,500 (6,700)		
		第4階層	72,800円以上 84,900円未満	16,700 (8,300)	16,400 (8,200)		
		第5階層	84,900円以上 97,000円未満	19,700 (9,800)	19,300 (9,600)		
		第6階層	97,000円以上 115,000円未満	24,800 (12,400)	24,300 (12,100)		
		第7階層	115,000円以上 133,000円未満	29,900 (14,900)	29,300 (14,600)		
		第8階層	133,000円以上 151,000円未満	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)		
		第9階層	151,000円以上 169,000円未満	40,200 (20,100)	39,500 (19,700)		
		第10階層	169,000円以上 202,000円未満	44,100 (22,000)	43,300 (21,600)		
		第11階層	202,000円以上 235,000円未満	48,100 (24,000)	47,200 (23,600)		
		第12階層	235,000円以上 268,000円未満	52,100 (26,000)	51,200 (25,600)		
		第13階層	268,000円以上 301,000円未満	56,100 (28,000)	55,100 (27,500)		
		第14階層	301,000円以上 325,000円未満	57,800 (28,900)	56,800 (28,400)		
		第15階層	325,000円以上 349,000円未満	59,600 (29,800)	58,500 (29,200)		
		第16階層	349,000円以上 373,000円未満	61,400 (30,700)	60,300 (30,100)		
		第17階層	373,000円以上 397,000円未満	63,200 (31,600)	62,100 (31,000)		
		第18階層	397,000円以上 440,000円未満	69,500 (34,700)	68,300 (34,100)		
		第19階層	440,000円以上 483,000円未満	75,800 (37,900)	74,500 (37,200)		
		第20階層	483,000円以上 526,000円未満	82,100 (41,000)	80,700 (40,300)		
		第21階層	526,000円以上	88,500 (44,200)	86,900 (43,400)		

（ ）は、利用者負担額を半額とした場合の額

※次に掲げる世帯に該当する場合、次表に掲げる利用者負担額となります。

なお、第2子以降に該当する場合は利用者負担額は無料になります。

①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

②次に掲げる障がい児（者）の属する世帯（いずれも在宅に限る）

ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に規定する障害基礎年金の受給者

③保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
階層	定義			3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	4,000	3,900		
		第2階層	48,600円以上 60,700円未満	5,400	5,300		
		第3階層	60,700円以上 72,800円未満	6,900	6,700		
		第4階層の一部	72,800円以上 77,101円未満	8,300	8,200		

備考

1 階層区分の認定は、保護者及び保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の均等割の額及び所得割の額の合計額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。ただし、調整控除を除く税額控除は適用しない。

2 次の施設・事業に在籍している小学校就学前子どもの中で、年齢の高い順位に第1子、第2子、第3子と数え、第2子の利用者負担額は半額（下段（ ）内の額）、第3子以降の利用者負担額は徴収しないものとする。

①認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業）

②特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援

3 世帯にかかる市民税所得割額が57,700円未満（ただし、※に該当する場合は77,101円未満）であるとき、保護者に監護される者、保護者に監護されていない者、保護者の直系卑属の中で、年齢の高い順位に第1子、第2子、第3子と数える。



19 利用者負担額（保育料）の階層区分

※住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除及び配当控除

勤務先から 6 月ごろに渡される『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）』で確認できます。

利用者負担額の階層区分の決定は、『所得割額⑥』を行います。

階層区分の決定は、『税額控除前所得割額④』から調整控除額を差し引いた額で行います。

税	市	税額控除前所得割額④			
		税 額 控 除 額 ⑤			
		所 得 割 額 ⑥			
		均 等 割 額 ⑦			
	県	税額控除前所得割額④			
		税 額 控 除 額 ⑤			
		所 得 割 額 ⑥			
		均 等 割 額 ⑦			

[illegible]

			稅額扣除所得額⑤			
市 稅 果			稅額扣除額⑥			
			所得割額⑦			
			均等割額⑧			
			稅額扣除所得額⑨			
			稅額扣除額⑩			
			所得割額⑪			
縣			均等割額⑫			
			除所得稅外稅額⑬			
			除不足額⑭			
			充當額⑮			
			預納付額⑯			
			(附)(分)額(一)～(三)、(五)			
			未交前稅額⑰			
區			增減額(④+①)			
	定	算	計			

付款额	6月分			9月分			12月分			3月分		
	7月分			10月分			1月分			4月分		
	8月分			11月分			2月分			5月分		

大和市から6月上旬に郵送される『市民税・県民税税額決定・変更通知書』の『市民税・県民税の算出の明細(2)』で確認できます。

(イ) 税額控除があるときは、階層区分の決定は、『差引所得割額』から税額控除額を加算した額で行います。

市 民 税 ・ 県 民 税 の 算 出 の 明 細 (2)				(単 位 : 円)			
		課 税 標 準 額	市 民 税 額	県 民 税 額			
總 所 得							
山 林 ・ 退 職							
分 離 短 期 一 般							
分 離 短 期 輕 減							
分 離 長 期 一 般							
分 離 長 期 特 定							
分 離 長 期 輕 課							
未 公 開 株 式 等 譲 渡							
上 場 株 式 等 譲 渡							
上 場 株 式 等 の 配 当							
税 額 控 除 額							
差 引 所 得 割 額							
均 等 割 額							
合 計 額							

● 配当割控除額・株式等譲渡所得割額控除額
 (所得割より控除しきれなかった配当割及び譲渡割の控除額)
 (単 位 : 円)

控 除 不 足 額	充 当 額	充 当 し け れ な かつ た 額



20 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化制度が始まりました。

(1) 幼児教育・保育の無償化の内容

利用している施設・サービス	対象（年齢/条件）※1	無償化・助成の内容※2
①子ども・子育て支援新制度対象施設等 （認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育・企業主導型保育・障害児通園・入所施設）	0～2 歳/住民税非課税世帯等の子ども	無償
	3～5 歳/全ての子ども	無償
②子ども・子育て支援新制度の幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）	満 3～5 歳/全ての子ども	無償
③子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園		月額 25,700 円を上限に助成
④幼稚園預かり保育	3～5 歳/保育の必要性がある世帯の子ども	月額 11,300 円を上限に助成
	満 3 歳後最初の 3 月 31 日までの保育の必要性がある住民税非課税世帯等の子ども	月額 16,300 円を上限に助成
⑤大和市認定保育施設	0～2 歳/保育の必要性がある住民税非課税世帯等の子ども	月額 42,000 円を上限に助成
	3～5 歳/保育の必要性がある世帯の子ども	月額 37,000 円を上限に助成
⑥認可外保育施設（大和市認定保育施設を除く）、一時預かり、ファミリーサポートセンター、病児保育	0～2 歳/保育の必要性がある住民税非課税世帯等の子ども	月額 42,000 円を上限に助成
	3～5 歳/保育の必要性がある世帯の子ども	月額 37,000 円を上限に助成

③、④及び⑤に係る給付は利用施設が代理して受領するため、保護者のご負担は差額分となります。

⑥に係る給付は、利用実績に基づく償還給付（保護者が市に請求）となります。

請求については、利用施設にお問い合わせください。

※1 年齢は令和7年4月1日時点のもの。ただし、②の幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）と

③に該当する幼稚園では、3歳の誕生日の前日から無償化、助成の対象となります。

※2 通園送迎費・食材料費・行事費等の保護者から実費として徴収しているものは対象外です。

(2) 幼児教育・保育の無償化に係る認定申請等

初めて保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等を利用される方、または既に利用されており、認定を受けている方で、認定区分を変更される方は「無償化、助成の対象となることの認定（変更）」申請が利用開始前に必要となります。

利用又は利用を予定している施設・サービス	対象（年齢/条件）※1	申請書の提出先等
①子ども・子育て支援新制度対象施設等※4 認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育・障害児通園・入所施設	0～2 歳/住民税非課税世帯等の子ども	ほいく課窓口 ※利用申込を行うことで無償化・助成の対象となることの認定申請が行われたものとみなされます。 （無償化、助成の対象となるのは利用開始後からとなります。）
	3～5 歳/全ての子ども	
②子ども・子育て支援新制度の幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）	満 3～5 歳/全ての子ども （幼稚園預かり保育利用料の無償化を希望する場合は、保育の必要性の認定が必要。また満 3 歳後最初の 3 月 31 日までの子どもは住民税非課税世帯等の要件も必要）	利用（予定）施設※2
③子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園		
④認可外保育施設、一時預かり、ファミリーサポートセンター、病児保育等※4	0～2 歳/保育の必要性がある住民税非課税世帯等の子ども	ほいく課窓口※3
	3～5 歳/保育の必要性がある世帯の子ども	

※1 年齢は令和7年4月1日時点のもの。ただし、②の幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）と③に該当する幼稚園では、**3歳の誕生日の前日から無償化、助成の対象**となります。

※2 ②及び③の施設では、入園願書が配布されるときに無償化、助成の対象となることの申請書等が同封されていますので、入園の決定後に行われる入園手続きのときに幼稚園へ提出してください。なお、3歳未満の入園の可否については、幼稚園に直接お問い合わせください。

※3 無償化、助成の対象となることの申請書を市ホームページから入手するか、ほいく課窓口で受領し、ほいく課へ郵送又は持参してください。

※4 ①の施設の入所申込後、入所までの期間に④の施設を無償化で利用する場合には、別途無償化認定申請が必要です。



- 認定申請は、原則、遡って申請することはできません。
(対象施設の利用を開始した場合や認定区分の変更を希望する場合で、事実発生日以降に申請があった場合は、原則、申請日(申請を受け付けた日)以降の認定通知書の交付となります。)
- 必要に応じて、利用施設との契約等にあたり、認定通知書を利用施設に提示してください。

(3) 幼児教育・保育の無償化に伴う3～5歳児の給食費の取扱いについて

幼児教育・保育の無償化に伴い利用者負担額(保育料)は無償化されましたが、保育所の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、原則、保育所等を利用する保護者も自ら自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することになります。

生活保護世帯、里親、市町村民税非課税世帯に加え、年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子(※1)以降の子どもについては、副食分の費用が免除されます。

※1 小学校就学前の特定教育・保育施設等(※2)を利用する年長者から第1子とカウント

※2 認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設

21 大和市保育所等一覧

認可保育所

地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 的保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
1	大和市立 緑野保育園	100	中央林間西4-27-12	274- 4769	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	
2	大和市立 若葉保育園	130	鶴間1-25-3	261- 3603	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	
3	大和市立 草柳保育園	130	中央6-8-27	264- 1919	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)		○	○	○	○
4	大和市立 福田保育園	130	福田8-22-5	267- 0995	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	○
5	(福) 幸童の会 わらべ保育園	60	下鶴間413-6	273- 0600	8週～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	8:30～16:30	(朝) 7:00から (夜) 19:30まで (なし)			○	○	○
6	(株) テクノシステムズ つきみ野湘南保育園	92	中央林間9-35-37	240- 7185	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
7	(株) 美類 中央林間ハート保育園	60	中央林間9-17-4	244- 3833	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)			○	○	○
8	SOUキッズケア(株) スクルドエンジェル保育園 中央林間園	80	中央林間9-17-1	204- 4752	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)	○	○	○	○	○
9	(福) 勇能福祉会 十六山保育園	90	中央林間6-32-6	274- 2123	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	
10	(福) 幸童の会 つきみ野すこやか保育園	90	下鶴間525	273- 0400	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)		○	○	屋上 園庭	
11	(株) モード・プランニング・ジャパン 大和つきみ野駅前 雲母(きらら)保育園	60	つきみ野5-8-6	278- 2860	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)			○	○	○
12	(株) こどもの森 まなびの森保育園中央林間 ★1	80	中央林間9-6-1	275- 0880	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)	○		○	○	○
13	(株) 木下の保育 木下の保育園中央林間	84	中央林間4-4-3 小田急マルシェ中央林間4F	259- 0517	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		
14	(株) モード・プランニング・ジャパン 大和中央林間 雲母(きらら)保育園	60	中央林間5-1-20	271- 7133	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○
15	SOUキッズケア(株) あーす保育園 中央林間	80	中央林間4-15-15	278- 1275	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	20:00まで (なし)			○		○
16	(株) 虹 ほいくえん虹の子	78	中央林間4-16-18	219- 3722	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	20:00まで (なし)			○		
17	(福) わかば健成会 保育園まめわかば	40	中央林間8-4-8	275- 8777	8週～ 2歳7ヵ月	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
18	(株) こどもの森 ヴィラまなびの森保育園 中央林間	90	中央林間8-4-39	276- 3600	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○	○	○
19	(福) 新考会 キンダーガーデンりんかん	80	中央林間3-27-7	277- 8010	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
20	(福) さとり ナーサリースクールT&Y 中央林間	86	中央林間8-2-28	244- 4458	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
21	(福) 曙会 あけぼの保育園	60	中央林間3-1-16	244- 0323	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
22	(福) わかば健成会 保育園おそらのぼっけ	90	中央林間1-21-12	274- 7895	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
23	(NPO) リアル・ユグイグ もこもこ もこもこ保育園	38	中央林間4-21-3 リミール中央林間	277- 2480	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		
24	(株) モード・プランニング・ジャパン 大和つきみ野 雲母(きらら)保育園	60	つきみ野3-14-1	278- 2720	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○
25	(株) こどもの森 まなびの森 中央林間ちりのこ保育園	90	中央林間西5-14-14	273- 8066	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
26	(福) 歩育の会 みらいのこども保育園	80	つきみ野1-13-3	200- 7745	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
27	(福) モニカ会 モニカ保育園	128	林間2-6-14	275- 8010	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	○
28	(学) かつみ学園 木の子保育園	60	下鶴間1816-1	244- 0955	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		○
29	SOUキッズケア(株) あーす保育園 南林間	80	下鶴間1783-300	240- 0833	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	20:00まで (なし)		○	○	○	○
30	(株) HAPPY SMILE ふたば林間保育園	69	林間2-1-1 南林間リバグイン2F	272- 1140	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		
31 (本)	(株) 林檎舎ノア あっぷる園	60	南林間1-8-3 南林間合同ビル2F	272- 2844	2歳7ヵ月 ～就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)			○		
31 (分)	(株) 林檎舎ノア あっぷる園分園	18	下鶴間2792-18	409- 0626	8週～ 1歳7ヵ月						○		○
32	(株) 日本保育サービス アスク南林間保育園	60	林間1-3-27	278- 1615	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	20:00まで (20:00まで)		○	○	屋上 園庭	○
33	(福) さとり 南林間保育園	86	南林間7-21-26	278- 2662	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
34	(株) 日本保育サービス アスク鶴間保育園	60	下鶴間2785-10	278- 1223	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	20:00まで (20:00まで)		○	○	屋上 園庭	○
35	(株) モード・プランニング・ジャパン 大和南林間 雲母(きらら)保育園	60	南林間1-13-6	271- 7221	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	屋上 園庭	○
36	(福) わかば健成会 保育園おひさまのぼっぺ	60	下鶴間2748-2	264- 3667	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)		○	○	屋上 園庭	○



認可保育所

地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 的保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
37 (本)	(有)ひまわり保育園 大和ひまわり保育園	36	西鶴間1-14-9 1~2F	276- 0008	3歳7ヵ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		○
37 (分)	(有)ひまわり保育園 大和ひまわり保育園分園	24	西鶴間1-4-3 1F	276- 3883	8週～ 2歳7ヵ月						○		○
38	(福)県央福祉会 西鶴間保育園	86	西鶴間4-12-34	206- 5524	2歳7ヵ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
	(福)県央福祉会 西鶴間保育園分園	30	西鶴間4-12-33 ライラックプラザ 1F	206- 5524	8週～ 1歳7ヵ月							○	○
39	(福)さととり 若草保育園 ※1	72	西鶴間8-4-20	276- 1050	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	
40	(株)日本保育サービス アスク大和東保育園	70	大和東2-7-11	200- 3501	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○
41	(福)真澄児童福祉会 深見台保育園	120	深見台4-10-23	263- 9300	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○	○	○
42 (本)	(NPO)さくらの森・親子がトネット さくらの森保育園	60	桜森3-5-25	259- 5206	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
42 (分)	(NPO)さくらの森・親子がトネット さくらの森保育園分園	31	桜森3-4-13 桜森スクエアⅢ 1F	204- 7608	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		○
43	(株)EDU 大和はいろ保育園	80	中央3-1-6	240- 1377	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)			○		○
44	(株)プレストウィン さなぎっこ保育園	39	大和東3-7-2	263- 3830	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		
45	(株)Ohana 大和オハナ保育園	60	大和東1-6-7 木曾ビル2F	262- 3455	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	20:00まで (なし)			○		○
46	(株)理究 パレット保育園・大和	60	大和東1-7-22 ますみビル1～3F	262- 7870	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		○
47	(株)Balance とこちゃん保育園	68	大和南1-16-25	244- 3638	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
48	(株)日本保育サービス アスク大和南保育園	60	大和南2-2-9	200- 3052	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	20:00まで (20:00まで)	○	○	○	屋上 園庭	○
49	(株)日本保育サービス アスク大和保育園	50	中央1-4-19-2F	200- 2183	8週～ 2歳7ヵ月	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	20:00まで (20:00まで)		○	○		○
50	(福)県央福祉会 公私連携型保育所なつぽし	60	中央1-5-14	260- 1055	8週～ 2歳7ヵ月	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)	○	○	○	屋上 園庭	○
51	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和深見台 雲母(きらら)保育園	60	深見台1-7-2	200- 5935	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○
52	(福)新考会 キンダーガーデンやまと	75	中央6-1-5	200- 5810	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○ (事前 申請)
53	(株)EDU 桜ヶ丘はいろ保育園	80	福田2-33-6	200- 7933	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)			○	○	○
54	(福)優和会 もみの木保育園	97	福田5-17-1	268- 8808	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	19:00まで (なし)		○	○	○	時間帯 限定
55	(福)寿会 渋谷保育園	90	福田6002	267- 1243	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○	○	○
56	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和高座渋谷 雲母(きらら)保育園	60	下和田1248-2	279- 5220	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○ (事前 申請)
57	(株)こどもの森 まなびの森 高座渋谷もりのこ保育園	60	渋谷4-6-7	267- 7775	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
58 (本)	(株)ステーション 高座渋谷ゆめいろ保育園	55	渋谷6-12-2 ラ・プリマステラ2F	259- 6415	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
58 (分)	(株)ステーション 高座渋谷ゆめいろ保育園 桜ヶ丘分園	46	福田5507-2 ドルチェ桜ヶ丘B棟1F	268- 3911	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
59	SOUキッズケア(株) スクルドエンジェル保育園 高等町園	80	渋谷8-14-12	206- 5754	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)			○	○	○
60	(福)紫苑会 下和田保育園	50	下和田262	267- 7510	4ヶ月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	8:30～16:30	なし (なし)			○	○	○

★：休日保育の欄に「○」が付いている施設は、通常は他の保育所等を利用している方でも保護者が仕事などにより、日曜や祝日に常態的に保育を必要とする場合に利用できる施設です。公私連携型保育所なつぽしは2歳児までの低年齢児保育所ですが、非定型的保育、緊急的保育及び休日保育については就学前児童まで受け入れます。

★1：まなびの森保育園中央林間は児童発達支援事業所「まなびの森キラリ中央林間」が併設されています。

幼保連携型認定こども園

地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 的保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
61	(学)高座学園 認定こども園 高座みどり幼稚園	86	南林間2-14-8	274- 0372	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)				○	○

幼稚園型認定こども園

地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 的保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
62	(学)古木学園 認定こども園 中央林間幼稚園	19	中央林間6-7-13	274- 1177	3歳7ヵ月～ 就学前	7:30～18:30 (なし)	9:00～17:00	なし (なし)				○	
63	(学)つきみ野学園 認定こども園 つきみ野幼稚園	50	中央林間8-14-21	275- 1355	3歳7ヵ月～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	9:00～17:00	なし (なし)				○	○
64	(学)大和中央学園 幼稚園型認定こども園 やなぎ幼稚園	30	中央5-9-5	262- 1068	3歳7ヵ月～ 就学前	7:30～18:30 (なし)	9:00～17:00	なし (なし)				○	○



小規模保育事業

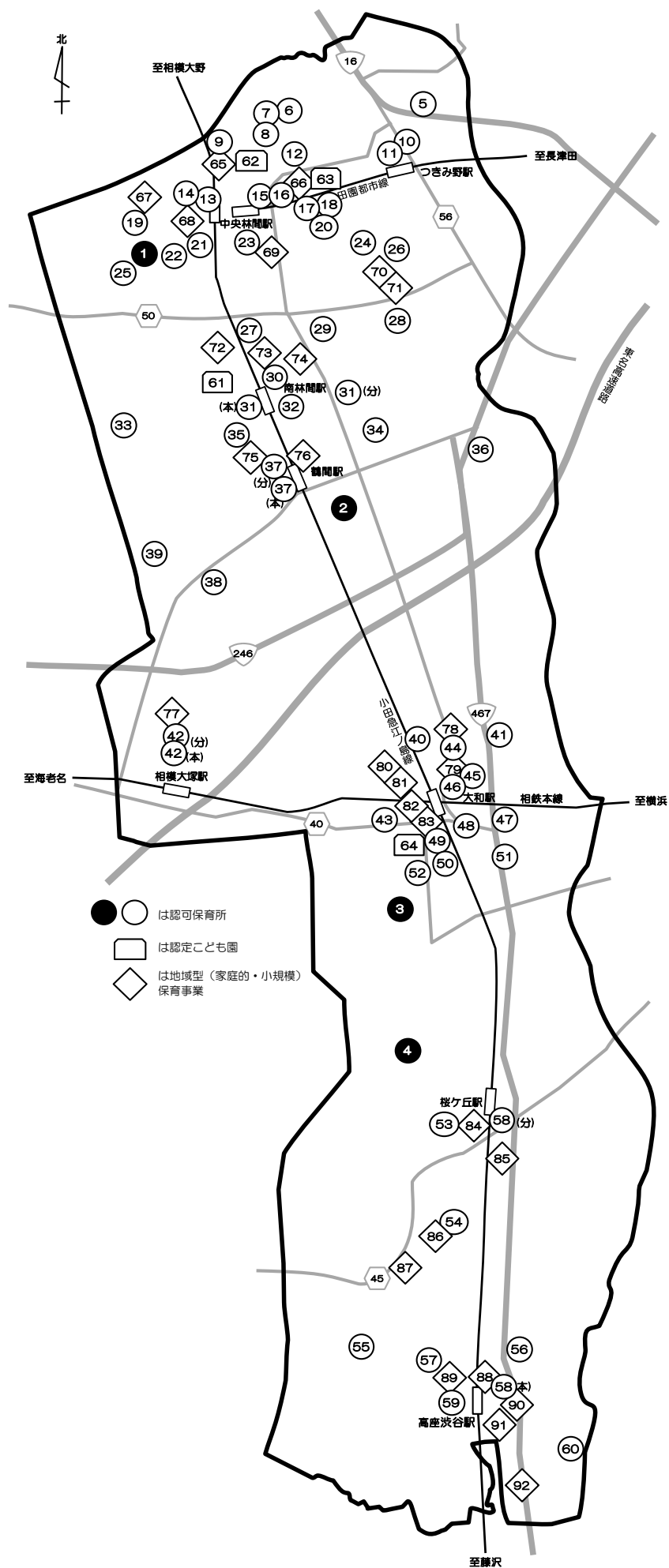
地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 的保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
65	SOUキッズケア(株) 保育ルームFelice中央林間園	19	中央林間6-2-12	259- 7471	1歳クラス～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで 19:00まで			○		時間帯 限定
66	(株)Balance とこちゃん おむすび保育園	19	中央林間8-25-8 L A P L A中央林間ビル206号	240- 0873	4ヶ月～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		時間帯 限定
67	(株)テクノシステムズ 大和湘南保育園	19	中央林間3-23-12 パークアベニュー1F	259- 7741	6ヶ月～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		時間帯 限定
68	(株)イワサキ・コーポレーション たんぼぼ保育園	17	中央林間3-18-4	272- 2821	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		
69	(株)グラシム まおむベビーズ中央林間	19	中央林間4-29-35 サラサン中央林間1F	244- 5560	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
70	(株)アミー アミー保育園つきみ野園	19	つきみ野1-6-9	205- 4330	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
71	(株)マザーグース マザーグースつきみ野保育園	19	つきみ野1-6-9	240- 1318	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
72	(一社)未来会 みらいみなみりんかん保育園	19	南林間2-3-14	200- 8730	1歳クラス～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		○
73	(株)興学社 プリンス保育園南林間	19	林間2-1-25 ルックハイツ南林間201	271- 5161	5ヶ月～ 2歳クラス	7:30～18:30 (7:30～18:30)	8:30～16:30	19:30まで (なし)					
74	東食品(株) はなえみ保育園 南林間	19	林間1-20-13 シーザースパレス103	240- 7326	1歳クラス～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
75	SOUキッズケア(株) 保育ルームFelice大和園	19	西鶴間1-8-2 ドルチェK1F	272- 0829	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		
76	(株)HAPPY SMILE あおば保育園	15	鶴間2-3-22 ヴェルドミール南林間1F	272- 5773	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
77	(NPO)さくらの森・親子サポーター さくらのつぼみ保育園	9	上草柳176-4 ヴェルドミール103	283- 5304	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		○
78	(株)ふあみりあ よつばベビーななせ	19	大和東3-15-5	404- 9033	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
79	(福)横浜YMCA福祉会 大和YMCA保育園	19	大和東3-3-16	206- 4323	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
80	(株)ソーシエ ぼとふ大和	19	中央2-6-17	200- 6222	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	19:00まで (なし)			○		○
81	(株)ソーシエ ぼとふ大和 第2	19	中央2-6-17 2F	200- 3801	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	19:00まで (なし)			○		○
82	(株)Balance とこちゃん のりまき保育園	18	中央1-3-8 エトワールヤマト101	080- 7600- 7505	4ヶ月～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
83	(株)Balance とこちゃん おだんご保育園	19	中央1-3-8 エトワールヤマト102	080- 7325- 2755	4ヶ月～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
84	㈱トビラ はひふへ保育園 さくらがおか園	19	福田2-4-1 サンモール桜ヶ丘1F	244- 4903	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	19:00まで (なし)			○		○
85	㈱トビラ はひふへ保育園かみわだ園	19	上和田1800-3 第二セゾン松本1F	200- 7355	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	19:00まで (なし)			○		○
86	(学)健やか学園 モミヤマ保育所	9	福田5-17-2	269- 4345	1歳クラス～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	共用 園庭	○
87	(株)メーティス・リル スクルドエンジェル保育園 大和代官園	19	代官2-16-12 レインボービル 2F	204- 9400	6ヶ月～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	19:00まで (なし)			○		○
88	(株)ステーション なないろ保育園	19	渋谷6-12-5 保田ビル2F	267- 7716	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)					○
89	SOUキッズケア(株) スクルドエンジェル保育園 高座渋谷園	19	渋谷5-38-3	205- 7377	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		○
90	アートチャイルドケア(株) アートチャイルドケア 大和第2くれよん保育園	19	渋谷7-1-6 佐藤ビル2F	204- 8102	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)					○
91	アートチャイルドケア(株) アートチャイルドケア 大和くれよん保育園	19	渋谷7-8-4	240- 1864	8週～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)					○
92	(株)フォー・ワン ハミングキッズ	18	下和田763-4	269- 7423	6ヶ月～ 2歳クラス	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	19:00まで (19:00まで)			○		○

土曜日の保育については、複数の施設合同での保育となる場合があります(30と76、42と77、47と82と83、58と88、59と89、84と85、90と91)。

※1 若草保育園は園舎建替を検討しています。詳しくは施設へお問い合わせください。



2.2 大和市保育所等地図



23 利用出来る年齢が2歳までの施設について

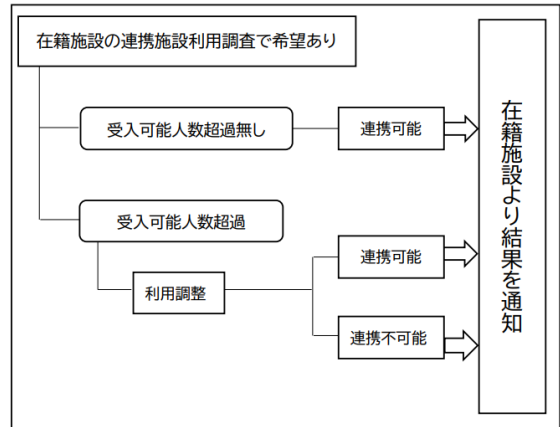
大和市には、利用出来る年齢が2歳（満3歳になる年の年度末）までの施設が「地域型保育事業（小規模保育事業）」と「低年齢児保育所」の2種類あります。

（1）地域型保育事業

地域型保育事業については、卒園後の利用施設として、各地域型保育事業所が協定を結んでいる幼稚園、認定こども園、保育所（以下「連携施設」という。）があります。

【連携施設の利用希望】卒園予定児童が所属する施設（以下「在籍施設」）が保護者向けに希望調査（令和6年は8月に実施）を行います。連携施設の受入可能人数内の場合、その結果を在籍施設からお伝えし、受入可能人数を超過した場合は、利用調整を行った後に在籍施設が、その結果を通知します（令和6年は9月にお知らせ）。**連携施設である保育所等の利用が内定した方は、4月のお申し込み手続きが必要となりますのでご注意ください。**

例：連携施設である保育所等の受入可能人数が1名のところ、利用を希望する方が2名以上の場合、その希望者のみを対象に利用調整を行います。



地域型保育事業（2歳定員）	連携施設（受入可能人数）	
とこちゃん のりまき保育園(8)	大和オハナ保育園(1)・キンダーガーデンやまと(3)・	とこちゃん 保育園(6)
とこちゃん おだんご保育園(8)	やなぎ幼稚園（幼稚園機能部分）(5)・モミヤマ幼稚園(16)	
とこちゃん おむすび保育園(8)	つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分) (11)	
	中央林間幼稚園(保育所機能部分) (1)	
ハミングきっず(8)	大和あけぼの幼稚園(8)・渋谷保育園(1)	
大和湘南保育園(8)	松原学園幼稚園(9)・つきみ野湘南保育園(1)	
さくらのつぼみ保育園(3)	さくらの森保育園(1)・さくらの森保育園(分園) (2)・でんえん幼稚園(2)	
なないろ保育園(8)	高座渋谷ゆめいる保育園(1)・渋谷保育園(1)・大和みどりが丘幼稚園(6)	
アートチャイルドケア大和くれよん保育園(7)	つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分) (7)	大和あけぼの幼稚園(8)
アートチャイルドケア大和第2くれよん保育園(8)	つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分) (11)	
プリンス保育園南林間(8)	アスク南林間保育園(1)・つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分) (8)・	
	大和山王幼稚園(8)・聖セシリア幼稚園(3)	
たんぼぼ保育園(7)	松原学園幼稚園(7)・ほいくえん虹の子(1)	
まあむベビーズ中央林間(8)	つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分) (8)・松原学園幼稚園(8)・	
	中央林間幼稚園(保育所機能部分) (1)	
あおば保育園(6)	ふたば林間保育園(3)・大和山王幼稚園(6)	
大和YMCA 保育園(8)	大和幼稚園(8)	
ぼとふ大和(8)	大和幼稚園(11)	
よつばベビーななせ(8)	大和幼稚園(11)	
保育ルーム Felice 大和園(8)	大和山王幼稚園(11)	
保育ルーム Felice 中央林間園(10)	つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分) (2)・聖セシリア幼稚園(10)	
ぼとふ大和 第2(8)	大和幼稚園(11)	
はひふへ保育園かみわだ園(8)	大和あけぼの幼稚園(9)・モミヤマ幼稚園(3)	桜ヶ丘はないろ保育園(1)
はひふへ保育園さくらがおか園(8)	大和あけぼの幼稚園(9)・モミヤマ幼稚園(2)	
アミー保育園つきみ野園(8)	大和山王幼稚園(11)	
マザーグースつきみ野保育園(8)	大和山王幼稚園(8)・みらいのこども保育園(1)	
スクルドエンジェル保育園大和代官園(8)	大和桜ヶ丘幼稚園(8)・桜ヶ丘はないろ保育園(1)・	
	スクルドエンジェル保育園高等町園(1)	
モミヤマ保育所(5)	モミヤマ幼稚園(5)	
スクルドエンジェル保育園高座渋谷園(8)	大和あけぼの幼稚園(9)・スクルドエンジェル保育園高等町園(1)	
みらいみなみりんかん保育園(10)	聖セシリア幼稚園(3)・スミレ幼稚園(4)・松原学園幼稚園(3)	
はなえみ保育園 南林間(10)	大和山王幼稚園(5)・つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分) (3)・	
	スミレ幼稚園(4)・ふかみ幼稚園(2)・聖セシリア幼稚園(3)	

次のことについて、ご注意下さい。

- ① 連携施設の利用を希望する場合、保育・教育内容の確認や実費負担等については、希望する連携施設から説明を受けて下さい。
- ② つきみ野幼稚園は令和8年度以降の受入可能人数を調整する予定となっています。
- ③ 聖セシリア幼稚園は令和8年度以降の受入可能人数を調整する予定となっています。



(2) 低年齢児保育所

「地域型保育事業」と異なり、連携施設はありません。
卒園後も他の保育所等の利用を希望する場合は、新規のお申し込みと同様の手続きが必要です。

低年齢児保育所		
アスク大和保育園	保育園まめわかば	公私連携型保育所ななつぼし

2.4 保育所の分園について

分園とは中心保育所（本園）と離れていますが、一体的に運営されている保育施設です。

大和市では、分園を設置している施設のうち、受入年齢の重複があるかによって「進級型分園」と「単独型分園」の2種類を定義しております。

(1) 進級型分園

分園と本園で受入年齢が異なるため、**分園を利用後、自動的に本園に移る**ことになります。
そのため、利用調整においては「**同一の保育所**」としての取り扱いになります。

地図位置	施設名	経営主体	受入年齢					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
29(本)	あっぱる園	(株)林檎舎ノア	-	-	○	○	○	○
29(分)	あっぱる園分園	//	○	○	↑ 継続利用			
35(本)	大和ひまわり保育園	(有)ひまわり保育園	-	-	-	○	○	○
35(分)	大和ひまわり保育園分園	//	○	○	○	↑ 継続利用		
36	西鶴間保育園	(福)県央福祉会	-	-	○	○	○	○
	西鶴間保育園分園	//	○	○	↑ 継続利用			

(2) 単独型分園

一体的に運営はされますが、**分園・本園ともに0～5歳児を受入れる施設**のため、利用調整においては「**別々の保育所**」としての取り扱いになります。

地図位置	施設名	経営主体	受入年齢					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
40(本)	さくらの森保育園	(NPO)さくらの森・親子サポートネット	○	○	○	○	○	○
40(分)	さくらの森保育園分園	//	○	○	○	○	○	○
56(本)	高座渋谷ゆめいろ保育園	(株)ステーション	○	○	○	○	○	○
56(分)	高座渋谷ゆめいろ保育園 桜ヶ丘分園	//	○	○	○	○	○	○

(3) 各施設の取り扱いの違い

	進級型分園	単独型分園
申込を希望する場合	受入年齢のある施設を記入してください。	本園・分園をそれぞれ希望する場合は各施設を記入してください。
分園から本園（本園から分園）へ転園を希望する場合	分園と本園で受入年齢が異なるため、希望することはできません。	保育所等変更申込書等を市に提出のうえ、利用調整（調整指数における「転園」が適用）を経て決定します。
兄弟姉妹2人以上での申込で同じ施設を希望した場合	年齢によって本園・分園で審査します。	本園・分園それぞれ別々の保育所として審査します。 （例：上の子が本園に内定した場合、下の子は分園では審査しません）
兄弟姉妹が本園（分園）に通っていて分園（本園）を希望する場合	「同一の保育所」としての取り扱いのため、調整指数の「兄弟姉妹」を加算します。	「別々の保育所」としての取り扱いのため、「兄弟姉妹」の加算は対象外です。 （本園に通っていて本園を希望する場合は加算になります。分園も同様です。）

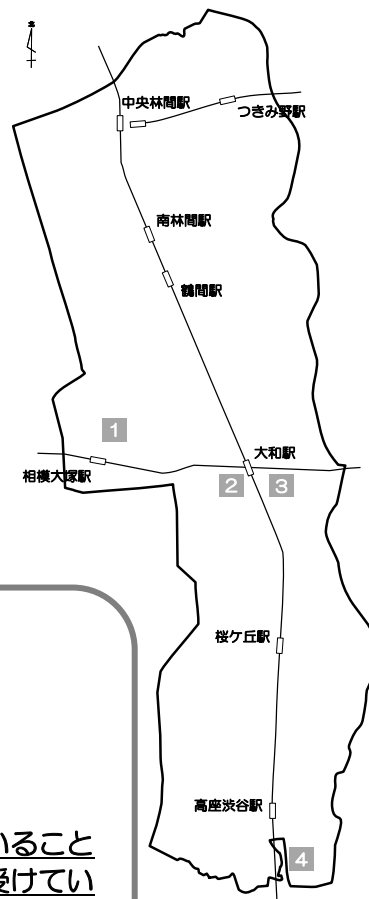


25 大和市認定保育施設一覧と保育料補助制度について

大和市認定保育施設とは、認可外保育施設のうち大和市が定めた一定の基準を満たしている施設です。

大和市認定保育施設

地図位置	施設名	定員	所在地	電話番号	受け入れ年齢	開園時間 (土曜日)
1	(福) プレマ会 ばおばふ風の子保育園	72	桜森 3-4-4	283-6507	6ヶ月～	7:00～19:30 (7:30～19:30)
2	(有) 恵権 めばえ保育園	52	中央 1-1-12	200-1030	2ヶ月～	7:00～20:00 (8:00～18:00)
3	(個) 宇野 玉江 ヤマト保育園	19	深見台 1-2-8	264-6661	12ヶ月～	7:30～18:30 (なし)
4	(株) フォー・ワン 保育ルーム ハミング	12	下和田 763-4	269-7423	6ヶ月～	7:00～19:00 (なし)



大和市認定保育施設保育料補助制度 ～月額 10,000 円（上限）の補助が受けられます～

1. 補助の対象について

次の条件にすべて該当する保護者が対象です。

- ① 保護者及び児童が大和市内に在住し、かつ住所を有していること
- ② 以下(ア)又は(イ)のいずれかの認定を受けていること
(ア) 子どものための教育・保育給付認定の2号又は3号認定を受けていること
(イ) 子育てのための施設等利用給付認定の新2号又は新3号認定を受けていること
- ③ 児童の年齢が0～3歳児（令和7年度は令和3年4月2日以降に生まれた児童）であること

※年度途中で入所し、その時点で誕生日を迎えており、満4歳に達していても、その年度中は補助の対象とします。

2. 補助金額等について

補助対象者に対し、各認定保育施設が定める保育料の一部として月額10,000円を上限として補助します。（幼児教育・保育無償化の対象の場合は、各認定保育施設が定める保育料から幼児教育・保育無償化対象額を控除した自己負担額で10,000円が上限）

※補助対象の要件を満たし、かつ児童が月の初日に認定保育施設に在籍していることが条件です。

3. 補助金の申請及び交付方法について

補助の対象となる保護者より、在籍している認定保育施設に「認定通知書（2号認定もしくは3号認定又は新2号認定もしくは新3号認定）」をご提出いただくことで、毎月、各認定保育施設に納める保育料のうち補助金額分として10,000円を上限に減額されます。

手続きについては、各認定保育施設にお問い合わせください。

26 保育・子育てに関する相談窓口（保育コンシェルジュ）について

保育コンシェルジュは、お子さんの預け先などの相談をお受けしながら、それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供を行う専門の相談員です。

保育コンシェルジュの相談

保育園、幼稚園、一時預かり事業など、ご家庭の希望に応じて情報提供をいたします。

心配や不安な点、疑問点などお気軽にご相談ください。

※幼稚園の特色や費用については、市でお答えしていないため、幼稚園に直接お問合せください。

※保育コンシェルジュでお答えできる内容には限りがあります。

よくあるご質問・相談

○大和市には、どこに保育園や幼稚園があるの？手続きの仕方は？

○まだ仕事をしていないけれど、保育園は申し込めるの？

○育児休業中だけど、いつから申し込めるの？

○週に数回、自分のペースで働きたいけど、預かってもらえるのかな？

○家族が病気で看病しなければならないなど、急用のときに預かってもらえる？

○子どもを預けてリフレッシュしたい、どこかで預かってほしい



こうした相談があれば、ぜひ保育コンシェルジュにご相談ください。

※保育園の申込書類の記入内容や不備が無いかの確認は、大和市保健福祉センター2階ほいく課窓口にて、事前予約不要で承っております。

場所・相談日時

次の5カ所で実施しています。ご相談は予約サイトから事前予約が必要です。

施設名	場所	最寄駅	相談日	対応時間
①保健福祉センター	2階 ほいく課窓口	鶴間駅 徒歩約5分	原則月～金 のうち5日間	9時～16時 (12時～13時除く)
②大和市子育て支援施設	中央林間東急スクエア 3階 子育て相談室	中央林間駅 徒歩約1分	原則月～金 のうち5日間	10時～15時 (12時～13時除く)
③まごころ地域福祉センター	2階 大和市子育て支援センター	桜ヶ丘駅 徒歩約10分	※	※
④こどもの城	2階 こども～る大和	大和駅 徒歩約5分	※	※
⑤大和市文化創造拠点シリウス	3階 屋内こども広場	大和駅 徒歩約3分	※	※

※まごころ地域福祉センターの駐車場利用可能時間は、10:10～15:45です。

※③④⑤の相談日等については、予約サイトでご確認ください。

予約受付（毎月20日頃に翌月の予約受付を開始します）

【予約サイト】 https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O00013.html

（WEBからのご予約はこちら）

上記のWEBページと二次元コードは保育コンシェルジュのページに移動します。

相談場所ごとに予約サイト（二次元コード）が異なるので、ご希望の施設を選択のうえ、ご予約ください。



【二次元コード】

（大和市公式LINEからのご予約はこちら）

友だち追加をし、トーク画面から予約ができます



【二次元コード】

※インターネット環境が無い等の理由で予約サイトを利用できない場合、電話での予約も可能です。

大和市ほいく課利用調整係

046-260-5607

8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）



(1) 申し込みに関すること

Q1 保育所等の利用状況を確認できますか？

保育所等の受入可能児童数及び保留児童数の状況は、市のホームページでお知らせしています。

Q2 申し込みば必ず利用できますか？

保育所等の申し込みは年間を通して受け付けていますが、**ほとんどの施設の1歳児～3歳児クラスが4月当初に定員に達するため、年度途中に利用開始できる事例は多くありません。**また、お申し込み数が多いため、申し訳ありませんが、保育所等は大変利用しにくい状況が続いています。そのため、お子さんの預け先を探す場合は、保育所等の申請と合わせて認定保育施設、認可外保育施設など、その他の預け先も合わせてご検討ください。なお、認定保育施設は保育料の補助制度を設けております。

Q3 空きのない保育所等を申し込みますか？

申し込みはできますが、利用されている方が退所するなど、施設が受入れ可能となるまでお待ちいただくことになります。

Q4 申し込み前に見学は必要ですか？

保育所等によって保育内容や延長保育利用料などが異なるため、事前に保育所等に連絡のうえ、できるだけお子さんと一緒に見学してください。

Q5 出産前の申し込みはできますか？

申込締切日の8週間後時点が利用希望月1日より前の日付の場合は出産前の申し込みが行えます。申込期間に仮申し込みを行い、出生届提出後に正式申し込みを行ってください。なお、出産された児童が、希望月の1日時点で受入れ年齢を過ぎていない場合は正式申し込みできません。

Q6 申し込み時に利用希望児童の同伴は必要ですか？

申し込み時に同伴は必要ありません。ただし、保育所等が内定し、面接する時には同伴が必要です。

Q7 兄弟姉妹を同時に申し込みますが、同じ保育所等を利用できますか？

申込書の「兄弟姉妹2人以上で申し込む場合」欄で、「同じ保育所等に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。」を選択することで、別々の保育所等になることを避けることができます。また、「同じ月に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。」を選択した場合、兄弟姉妹で別の時期に利用開始することを避けることができます。

ただし、兄弟姉妹のうち誰かが内定する状況でも、内定しない子が一人でもいる場合は、全員が利用できなくなるため、1つも選択しない場合と比べて、利用しにくくなります。

Q8 年度途中で2歳になった時、2歳児クラスの申し込みとなりますか？

年度内は、年度当初（4月）の年齢に応じた1歳児クラスの申し込みとなります。

Q9 食物アレルギーがありますが、給食はどうなりますか？

食物アレルギーの対応は施設により異なりますので、事前に希望される施設にご確認ください。なお、原因食物の種類やその数によっては、お弁当をご持参いただく場合や希望・利用できる施設が限られる場合もあります。

Q10 現在、既に保育所等を申込中ですが、次年度も利用を希望する場合は再度の申込手続きが必要でしょうか？

現在の申込については、申込された年度末（3月）まで有効となります。次年度も継続して利用を希望される場合は、手続きが必要になります。対象者には、手続きが必要な時期（秋頃を予定）に、市より手続き方法をご案内します。なお、**期限までに手続きされない場合は、次年度以降の審査ができかねますのでご注意ください**（在園児の転園申し込みも含む）。

Q11 希望する保育所等を、変更したい場合はどうしたらいいですか？

入所を希望する保育所等を変更したい場合は、利用希望月の申請受付期間中に「希望施設等変更申込書」を提出いただくことで変更できます。

窓口、郵送、オンライン申請で受け付けております。



Q12 申込中に申込状況（引越、転職、退職、妊娠が判明等）が変わった場合はどうしたらいいですか？

申込状況が変わった場合は速やかに必要な書類とともに「子どものための教育・保育給付等認定変更申請書」をご提出ください。なお、保育所等に内定が決まった際に、申込内容より入所月状況の指数等が低くなる場合、内定が取り消しになる可能性がありますので、ご注意ください。（例：転職により就労の期間が1日以上あいた場合、転職により就労時間が減る場合、退職、妊娠（申込時に親子健康手帳（母子健康手帳）の写しを未提出の場合））。入所後に事実が判明した場合は、退所となることがあります。

市外に転出された場合、申込を取下する場合は「子どものための教育・保育給付等認定取消届」を提出してください。引き続き大和市への入所申込を継続する場合は、転出先の自治体で改めて申込の手続きが必要となります。（大和市民でない方が大和市内保育所等への入所申込をする場合は、保護者のうち少なくとも一人が大和市内に所在する事業所で月64時間以上の就労している場合（在勤要件）か、入所希望月までに大和市への転入予定がある場合に限りです。）

Q13 保育所等に内定しましたが、市外へ転出することになりました。利用は可能ですか？

希望月1日時点で大和市に住民登録があれば可能です。ただし、その後の利用については、状況によって異なりますので、ほいく課にお問い合わせください。

Q14 就労する予定でしたが、妊娠していることがわかったため就労できなくなりました。保育所等に内定した場合に、保育所等を利用できますか？

状況によって異なりますので、ほいく課にお問い合わせください。

Q15 市外の保育所等を希望する場合、手続きはどうすればいいですか？

大和市から転出予定での申込の場合は、自治体によって対応が異なりますので、申込希望の保育所等のある自治体へご確認ください。

大和市から転出予定がない申込の場合、大和市の書式で大和市への申し込みとなります。申込後に希望する保育所等のある自治体へ大和市から利用調整を依頼します。また、申し込みができるか、必要な追加書類についてなど、希望する保育所等のある自治体へ事前に確認してください。

申込期間（締切日）は、自治体により異なります。申込締切日に、十分な余裕をもってお申し込みください。

（2）申込書の記入方法や必要書類などに関すること

Q1 申込書の希望施設名は、必ず8ヶ所書かなければならないのですか？

必ず8ヶ所書く必要はありません。希望された保育所等について利用調整が行われますが、どの保育所等に決まっても通うことができる範囲でご記入ください。

内定を辞退された場合、その後の利用調整で3点が減点されます。

Q2 兄弟姉妹で申し込む場合、必要書類は人数分必要ですか？

「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」「保育所等利用申込補助票」「保育所等利用申込に関する確認書」は、人数分必要です。その他の書類は、同時に申し込む場合に限り、原本一部、他はコピーをご用意ください。

また、兄弟姉妹が在園し、変更申請等と同時にない限り、別途提出が必要です。

（3）利用調整に関すること

Q1 申し込みは早いほうが有利ですか？

申し込みの順番ではなく、基本的には、保護者の状況などから加点した点数が高い順に調整します。同点の場合は、待機期間の長い方が優先されることがあります。

Q2 第8希望まで申し込みましたが、どのように調整されますか？

基本的には施設ごとに点数が高い順番に調整します。ただし、同点の場合は、希望順位が高いほうが優先されることがあります。複数施設で利用が可能となった場合は、最上位の保育所等を内定とします。

Q3 第3希望の保育所等に決まりました。第1希望の保育所等に空きが出たら転園できるのですか？

複数の保育所等を申し込み、いずれかの保育所等に決定した場合は、他の保育所等への申し込みの効力はなくなります。他の保育所等を希望する場合は、改めて転園の申し込みをしてください。



Q4 現在、待機中です。申し込み後に就職しましたが、どうすればよいですか？

申し込み後に転職した場合や求職活動から就労状況が変わった場合は、就労証明書を改めてご提出ください。その他に世帯状況が変わった場合など、申込書類や申込時の状況と変わった場合は、ほいく課までご連絡ください。必要な書類をご案内します。なお、変更した事項について書類の提出や連絡がない場合は、内定・決定を取り消す場合があります。

また、書類の提出があっても、保育所等の入所が内定していた場合、申込内容より入所月の状況の指数等が低くなると、内定が取り消しになる可能性がありますのでご注意ください。（例：転職により就労の期間が1日以上あいた場合、転職により労働時間が減る場合、退職、妊娠（申込時に親子健康手帳（母子健康手帳）の写しを未提出の場合））。入所後に事実が判明した場合は、退所となることがあります。

（４）利用者負担額（保育料）に関すること

Q1 公立と私立で利用者負担額は違いますか？

利用者負担額の違いはありません。ただし、保育料以外の延長保育利用料や給食費などは、異なる場合があります。なお、認定こども園、小規模保育事業所の利用者についての支払先は、各施設となります。

Q2 3歳になった翌月から利用者負担額は無料になりますか？

保育所等の利用者負担額は、年度当初の年齢に応じて決まるため、翌年度より無料（無償化）になります。（幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）は3歳の誕生日の前日から無償化、助成の対象となります。）

ただし、通園送迎費・食材料費（給食費）・行事費等保護者から実費として徴収しているものは対象外です。

Q3 ひとり親家庭の利用者負担額は無料ですか？

利用者負担額は、保護者や同居する祖父母を含めた世帯の市区町村民税所得割額等によって決定しますので、無料とは限りません。

Q4 現在、保育所等に入所しています。8月分までと9月分以降の利用者負担額の金額が違うのですが？

4～8月分の利用者負担額は前年度分の市区町村民税、9～3月分の利用者負担額は現年度分の市区町村民税を基に決定するため階層が変更することがあります。

（５）転園に関すること

Q1 現在、認可保育所に入所しています。他の保育所等に転園したいのですが？

転園の申し込みが必要です。詳しくはP.8をご確認頂き、必要な書類一式をほいく課窓口か郵送にてご提出ください。

なお、新たな利用申込と同様の取り扱いになります。

Q2 転園の申し込みは不利になりますか？

年度途中（5月～3月）の転園申し込みは、当該年度末（3月）まで、「調整指数」により4点減点となります。ただし、市内転入・市内転居を伴う場合、または兄弟姉妹が利用している保育所等に転園を希望する場合は、年度途中の申し込みでも減点となりません。

年度初めの4月の転園申し込みは、どなたも減点となりません。4月の転園申し込みで保留となった場合、その転園申し込みが継続している限り、5月以降も減点となりません。

Q3 転園が決まりましたが、事情により元の保育所等に戻りたいのですが？

転園先への内定と同時に元の保育所等で別の利用希望者が決まっているため、戻ることはできません。そのため、転園の申し込みが不要になった場合は、速やかに取り下げの手続きを行ってください。



(6) 育児休業等の復職に関すること

Q1 育児休業等を取得中に保育所等に利用が決まった場合、何か手続きはありますか？

保育所等を利用開始した翌月1日までに元の職場（派遣社員の場合は同じ派遣会社で同条件の勤務契約の派遣先）へ復職し、復職から2週間以内に「育児休業等復職証明書」を事業所に証明してもらい提出する必要があります。なお、〈優先項目〉にある「育児休業等明け」を適用できる方は、育児休業（法定の育児休業制度）や育児休暇（企業独自の育児休暇制度。本ガイドでは育児休業と合わせて「育児休業等」と表記）を取得した事業所に復職される方が対象となります。

Q2 上の子が施設を利用中に下の子を出産しますが、上の子は保育所等を利用し続けられますか？

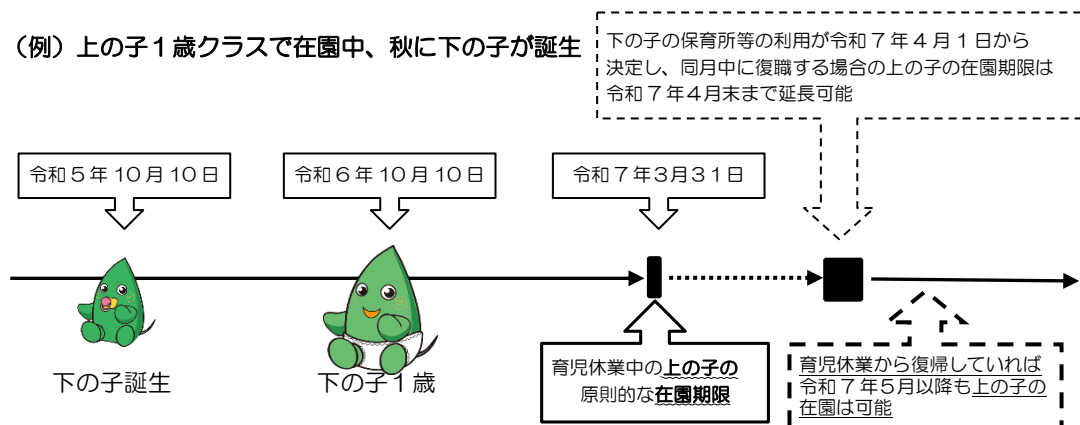
上の子が施設を利用中に下の子を出産する場合、原則、出産（予定）日の前6週※、後8週以内は出産の要件で利用できます。（※多胎子等、産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は当該開始日）

その後、育児休業（法定の育児休業制度）を取得し、上の子が同じ施設の利用を継続される場合に限り、下の子が1歳になる年度末までは利用できます。ただし、例えば、下の子が令和7年4月から保育所等の利用が決めたことにより、同年5月1日までに復職することとなった場合については、下の子の育児休業に伴う上の子の在園期限は最大で令和7年4月30日まで延長することができます。また、下の子の育児休業開始時点で、上の子が3歳児クラス以上の場合は、再利用が困難なことから、下の子の育児休業のあいだ、上の子は卒園まで利用できます。（卒園前に下の子の育児休業が終了した場合は、在園のための他の要件が必要です）。

下の子の育児休業中、保護者は自宅にいますが、例外的な取り扱いとなります。

※万が一、復職ができない、もしくは「育児休業等復職証明書」が提出できない場合、内定取消または退所となることがあります。

（例）上の子1歳クラスで在園中、秋に下の子が誕生



Q3 現在、下の子の育児休業中です。保育所等に在園している上の子の転園の申し込みをしたいのですが？

現在、育児休業中でご自宅に居られても、保護者は就労中、育児休業等明け優先項目に該当として利用調整を行います。

なお、転園も保育所等の新たな利用申し込みであり、例外として認められている「育児休業中の継続通所」に該当しなくなるため、転園が決まった際には、その翌月の1日までに復職することの条件も付きます。※地域型保育事業、低年齢児保育所に在園されている場合は「(7) Q1」もご覧ください。

Q4 下の子の育児休業を取得中、在園している上の子の転園を申込み、入所が決まりましたが、会社へ復職する必要がありますか。（継続して育児休業を取得できますか。）

転園の申込みは、新たな申し込みの取り扱いとなり、その申し込みに対しての利用決定となりますので、下の子の状況に関わらず、復職する必要があります。また、辞退も可能ですが、その場合でも元の園に戻ることはできません。そのため、育児休業取得中の転園申込については、ご注意ください。

※地域型保育事業、低年齢児保育所に在園されている場合は「(7) Q1」もご覧ください。

Q5 下の子の出産に伴い、在園している上の子が退園しました。育児休業等から復職時に加点はありますか。

再申し込み時の「育児休業等復職時の再利用」は、下の子の育児休業等の取得前に上の子が市内の保育所等を退園した場合に各々のお子さんに3点が加点されます。

退園時および再申し込み時にお申し出ください。

なお、加点の有効期限は各々のお子さんが内定するまでとなります。ただし、内定を辞退した場合や各々のお子さんが入所した後に転園する場合は加点されません。

(7) 低年齢児保育所、地域型保育事業に関すること

- Q1** 下の子の育児休業を取得中、在園している上の子が卒園し、他の施設に入所をする場合、会社へ復職する必要がありますか。(継続して育児休業を取得できますか。)
- 下記①～②の条件を全て満たす場合、下の子の育児休業を継続したまま上の子を通園させることが可能です。
- ① 2歳児クラスの年度末まで利用可能な小規模保育施設・低年齢児保育所を利用しており、2歳児クラスの3月に卒園する。
 - ② 卒園直後の4月(3歳児クラス)に、認可保育所・認定こども園の申し込みをして大和市で2号認定を受けている、もしくは、幼稚園・認定こども園・認可外保育施設の申し込みをして大和市で新2号認定を受けている。
- なお、利用調整については、提出いただいた就労証明書に基づいて審査いたします。また、継続して利用可能な期間については、下の子が1歳になる年度末までとなります。
- Q2** 下の子の育児休業を取得中、在園している上の子の卒園直後の4月に申込をしましたが、保留となりました。5月以降に入所が決まった場合は、会社へ復職する必要がありますか？
- 4月に入所できずに、5月以降に新たな園に入所となった場合は、下の子の育児休業を継続したまま上の子を通園させることができます。なお、継続して利用可能な期間については、下の子が1歳になる年度末までとなります。
- Q3** 現在、低年齢児保育所(地域型保育事業)に在籍していますが、転園の申し込みは不利になりますか？
- 卒園前に他の保育所等の利用を希望する場合、年度途中(5月～3月)の申込では、「調整指数」により減点されますが、転入転居が伴う場合や兄弟姉妹が利用する保育所等を希望する場合は、減点の対象となりません。
- 卒園後の4月の利用調整からは、「調整指数」の加点が適用されます。
- なお、あくまで調整指数による加点であり、保育所等の状況、申し込み世帯による通常の利用調整が行われます。卒園後の4月の利用が確保されるものではありません。
- Q4** 連携施設ではない保育所を希望していますが、手続きはどうすればいいですか？
- 通常のお申し込み手続きとなります。本ガイドの案内により、必要書類を揃えてお申し込みください。
- Q5** 連携施設の幼稚園を希望していますが、手続きはどうすればいいですか？
- 幼稚園を希望される方は、現在所属する施設に願書の配布等についてお問合せ下さい。
- (一般の方は、願書の配布が10月中旬、お申込みが11月上旬となっています。詳しい日程は、各幼稚園にお問合せ下さい。)

(8) 住所が市外にある場合に関すること

- Q1** 保育所等に在園中に市外へ転出しました。保育所等はそのまま利用できますか？
- 在勤要件がない限り、転出された年度末までの利用となります。4月1日を市外自治体への転入日とする場合は4月1日時点で大和市民ではないため、前日の3月31日で退園となります。
- なお、転出後の利用は、大和市へ「子どものための教育・保育給付等認定取消届」の提出をしてください。窓口、オンライン申請で受け付けております。
- 合わせて、転出先の自治体で申し込みの手続きが必要となります。必要な書類は、転出先の自治体にお問い合わせください。
- Q2** 大和市外から大和市内へ転入予定です。どうすれば申し込めますか？
- 入所希望月の前月末日までに転入することが確認できる賃貸借契約書等の写しを提出していただくことで、市民として申し込むことができます。お申し込み先は自治体によって異なりますので、お住まいの自治体にご確認ください。大和市への転入後に改めて大和市の申込書類の提出が必要となります。
- なお、利用開始月の前月末日までの転入および大和市はいく課での本申込みが不可能となった場合には、利用の決定が取り消しとなりますのでご注意ください。
- また、内定時にはお子さんを同伴しての保育所等での面談のうえ、保育所等の利用が決定されます。
- Q3** 大和市外に住んでいます。転入予定はないですが、申し込めますか？
- 大和市内の事業所にて月間64時間以上(実働)の就労をしていることが必要となります(在勤要件)。
- お申し込みは、お住まいの自治体で行い、内定については大和市からお知らせしますが、利用調整の結果は、お住まいの自治体を通じてお知らせすることとなります。なお、4月入所申込は、2次申込からとなります。
- なお、保育士・保健師・看護師の方が大和市内の保育所等(対象施設はP.20を参照)に就労する場合は、大和市民と同様の取り扱いや加点があります。また、4月入所申込は1次申込が可能です。
- また、内定時にはお子さんを同伴しての保育所等での面談のうえ、保育所等の利用が決定されます。

(9) その他

Q1 慣れ保育はいつから、どれくらいの期間行いますか？

利用開始日から2週間程度が多いようですが、お子さんの年齢や保育所等によって異なるため、保育所等とご相談ください。なお、利用開始日より前に慣れ保育を行うことはできません。

Q2 災害時の対応は？

原則、保育所等で待機しますが、災害の状況により決められた避難場所に移動します。保育所等との連絡は密に行い、できる限り早く迎えに来てください。

Q3 保育所等利用保留証明書を発行してほしい

育児休業の延長等の手続きに必要な保育所等利用保留証明書は、「保育所等利用保留証明交付申請書」に必要事項を記入のうえ、大和市ほいく課の窓口で申請することで取得することができます。

原則として、発行は申請書を受理してから1週間程度でご自宅に郵送させていただきます。なお、申請は郵送及びオンラインでも受付しておりますので、必要書類等を大和市ホームページでご確認ください。

保育所等利用保留証明書交付申請についてのページ：

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇38.html

Q4 保育所等の証明書を発行してほしい

保育料納付証明書、給食費納付証明書、在園証明書などの証明書は、「証明書発行申請書」に必要事項を記入のうえ、大和市ほいく課の窓口で申請することで取得することができます。

原則として、発行は申請書を受理してから1週間程度でご自宅に郵送させていただきます。なお、申請は郵送でも受付しておりますので、必要書類等を大和市ホームページでご確認ください。

※認定こども園、小規模保育事業施設を利用中の方…在園証明書および利用者負担額（保育料）領収証明書は、各施設で発行致しますので施設に直接お問い合わせ下さい。

保育所等の証明書発行申請についてのページ：

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇17.html

28 申込書の記載方法

申込書の記載例

第2号様式

子どものための
兼 保育所等利用申込書
大和市長 あて

①新規にチェック

給付認定申請書

□新規 □継続申込

申込書の記載方法

*申込書を含めすべての書類記載は鉛筆・消えるボールペンの使用は不可とします。

令和7年度用

申請者(保護者)署名

令和 ××年 ○○月 △△日
大和 撫子

③申請児童と保護者の情報を記入

やまと たろう

②申請日と保護者署名を記入

生年月日
(年齢)

障害者
手帳等

特別児童
扶養手当

児童 氏名	大和 太郎										性別	☒ 男 ☐ 女	生年月日 (年齢)	R6・10・1 (0歳)	障害者 手帳等	☐ 有	特別児童 扶養手当	☐ 有
個人番号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
住所	大和市 下鶴間1-1-1																	
保護者 令和6年1月1日の住民票所在地(父)	☐ 大和市 ☒ 他(☐ 〇〇市・区・町・村)																	
令和6年1月1日の住民票所在地(母)	☒ 大和市 ☐ 他(☐ 〇〇市・区・町・村)																	
令和7年1月1日の住民票所在地(父)	☒ 大和市 ☐ 他(☐ 〇〇市・区・町・村)																	
令和7年1月1日の住民票所在地(母)	☒ 大和市 ☐ 他(☐ 〇〇市・区・町・村)																	
日中の連絡先(電話番号)	〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇																	

⑤1月1日時点の「住民票所在地」です
現住所と異なる場合がありますので、ご注意ください

④障害者手帳が「有」の場合は手帳の写しを提出
(参考)特別児童扶養手当…知的、精神または身体に中程度以上の障がいをもつ20歳未満の児童の保護者に支給する手当

ふりがな 氏名	性別	関係	別居 (〇〇市)	年齢 (××歳)	職業	有 無
やまと だいたろう 大和 大太郎	☒ 男 ☐ 女	父	☒ 別居 (〇〇市)	〇・△・□ (××歳)	会社員	☐ 有
個人番号						
やまと なでしこ 大和 撫子	☐ 男 ☒ 女	母	☐ 別居 ()	〇・△・□ (××歳)	求職中	☐ 有
個人番号						
やまと ふね 大和 フネ	☒ 女	祖母	()	〇・△・□ (××歳)	パート	☐ 有
個人番号						
やまと いちろう 大和 一郎	☒ 男 ☐ 女	長男	☐ 別居 ()	〇・△・□ (3歳)	〇〇保育園	☐ 有
個人番号						
個人番号			☐ 別居 ()	〇・△・□ ()		
ひとり親の場合	☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 別居<調停 ☐ 無 ☐ 有> ☐ 死別					
生活保護の受給	☐ 有 ☐ 申請中					

⑥申請児童以外の同居する家族
の情報を記入

⑦ひとり親の該当する
項目にチェック

⑧生活保護の受給に該当
する場合チェック

希望期間	令和 7年 4月～ 令和 年 月・小学校就学前				
希望 順位	施設名	見学済	希望 順位	施設名	見学済
1	〇×保育園 ()	☐	5	〇〇保育園 ()	☐
2	〇〇保育園 ()		6	□×保育園 ()	☐
3	×〇保育園 ()			()	☐
4	△×保育園 ()			□△保育園 ()	☐

⑨希望期間を記入

⑩希望施設名を記入し、見学済かをチェック
(市外園の場合は()内に自治体名を記入)

・希望施設が市外の場合はカッコ内に市町村名を記入し、利用できる条件、締切、必要書類を事前に確認してください。
・見学をしていなくても希望は可能です。(希望施設が市外の場合は、各自治体に確認してください。見学必須の場合がございます。)
・保育料以外にも実費等の費用が発生する場合がありますので、金額については見学の際などに直接各施設にお問い合わせください。

兄弟姉妹2人以上で
申し込む場合
申し込みをする(している)兄弟姉妹と
☐ 同じ月に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。
☐ 同じ保育所等に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。
※上記の両方を選択しても、1つも選択しなくても構いません。
※兄弟姉妹3人以上で申し込む場合は、条件の前

⑪兄弟姉妹2人以上で申込の場合は必要に応じてチェ
ック(いずれもチェックしない申込も可能です)



保護者の労働または疾病等の理由により		保育の必要量	☒ 保育短時間	☐ 保育標準時間
妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護・看護	☐ 災害復旧	
就学	☐ 育児中の継続利用※1	☐ その他		
妊娠・出産	☐ 疾病・障がい	☐ 介護・看護	☐ 災害復旧	
就学	☐ 育児中の継続利用※1	☐ その他		
※1 低年齢児保育所等を卒園する児童の保護者が卒園後も育児休業での利用を継続する場合 (原則、卒園直後の4月申込のみチェック可)				

⑫保育の必要量をチェック、
保護者の続柄を記入し保育の要件をチェック
※現在、育児休業等を取得中で、保育所等入所
にあたり復職する場合は「就労」をチェック

希望する 曜日・時間	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金	9時 00分 ~ 16時 00分
	☐ 土曜	分 ~ 時 分
	☐ 日曜・祝日 (別途休日保育の申し込みが必要)	

⑭申請児童の現在の状況を
合計週7日になるよう記入

⑬就労要件の場合は出勤日および就労時間と通勤時間
から希望する曜日・時間を記入
短時間(短時間就労、疾病・障がい、求職活動等の要件)
の場合は第1希望の施設の原則的な保育時間
(P.25~P.27の『大和市保育所等一覧』を参照)を記入

申込月の 前月末時点の 申請児童の 保育状況	育児休業等取得し家族が保育 ※入所月1日から翌月1日までに復職が必要です。(上記※1の場合を除く) ※申込月の前月末までに復職予定の場合は、前月末時点での保育状況について、 ほかの選択肢を選んでください。		続柄: ____ が週() 日保育
	☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業等の延長も許可できる(※指数-20) ※育児休業等取得し家族が保育に該当し、利用ガイドを参考の上「育児休業等延長予定」の「-20点」 を希望する場合は、チェックをしてください。		
	☒ 家族・親族が保育 続柄: __母__ が週(7) 日保育	☐ 職場で同伴就労 続柄: ____ が週() 日保育	
	☐ 次のところに預けている 名称: _____ で週() 日保育		

主な送迎者 ※未成年の 兄弟姉妹など は認められま せん	送り	☐ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☒ 祖母 ☐ ()	送迎時の 車の使用	☒ 有 ☐ 無	
	迎え	☐ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☒ 祖母 ☐ ()			
	送迎者の 感染症	☒ 無 ☐ 有	※有の場合、下の欄も記入してください。		
	氏名() 続柄() 病名()				

⑮主な送迎者、車の使用、
感染症の有無をチェック

転居予定	☒ 無 ☐ 有 転居先() 転居時期(年 月 日ごろ)
出産予定	☒ 無 ☐ 有 予定日(年 月 日ごろ)

⑯転居・出産予定があれば記入
(出産予定がある場合は
親子健康手帳(母子健康手帳)
を持参)

- 教育・保育施設等利用ガイドの内容を理解した上で申請していること
- 記入内容及び教育・保育給付認定内容について必要に応じて関係施設に情報を提供すること、また、(数等)について市民等に情報を提供すること
- 申請者、申請児童及び同居家族の住民記録や税情報、福祉に係る情報等、施設を利用するにあたって必要な情報について調査すること
- 申請に必要な書類を提出しない場合は、教育・保育給付認定や利用調整を行わない場合があり、施設を利用できない場合があること
- 記入内容が事実と相違する場合は、教育・保育給付認定を取消す場合があるほか、内定取消または退所となる場合があること
- 記入内容に変更が生じた場合(退職や転職、就労形態の変更や家庭状況の変化等)、速やかに必要書類を提出すること
- 記入内容について、正当な理由なく書類の提出をしなかった場合、または、虚偽の申請を行った場合は、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例第6条の規定による10万円以下の過料に処されること
- 保育所等の利用における教育・保育給付認定の通知は利用調整の結果通知と併せて通知を行うこと
- 幼稚園等の利用における教育・保育給付認定の通知は原則、入園までに行うこと
- 保育の必要量は保護者の就労時間・状況等をもとに大和市が決定するため希望と異なる場合があること
- 過誤納金が発生した場合は、口座振替(自動払込)申込口座に返金する場合があります。

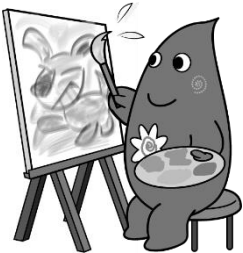
⑰同意確認にチェック

以上のことに申請児童と同居する家族が同意のうえ、
上記のとおり申請します。

(☒ 同意確認)



Handwriting practice area with 20 sets of horizontal dotted lines.



30 申込書記入及び書類提出上の注意

1	区分	・以下のいずれかを選択してください。 新規：初めての申請の場合 継続申込：来年度も継続して利用する場合	
2	保護者署名	・申請を行う保護者が手書きしてください。 ・記入した保護者あてに各通知を行います。 ・署名日を記入してください。	
3	申請児童	・幼稚園や保育所などを希望する児童を記入してください。 ・『障害者手帳等』の有無は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳が発行されている場合や、国民年金の障害基礎年金等の受給者の場合は『有』を選択してください。 ・『特別児童扶養手当』の有無は特別児童扶養手当の支給対象児の場合は『有』を選択してください。	
4	保護者	・『保護者署名』で記入した保護者について記入してください。 ・『日中の連絡先』はできる限り連絡が付きやすい複数の電話番号を記入してください。 ・『日本語での電話対応』は、不可能な場合は連絡方法を記入してください。	
5	申請児童と同一住所に居住する方等	・申請児童を除く、同一住所に居住する方等全員（住民票上世帯分離している方・多世帯住宅居住者・単身赴任等で別居している方）について記入してください。 ・『別居』は申請児童と住民票が分かれている場合、国外の場合は国名、国内の場合は自治体名を記入してください。 ・『職業・学校等』は会社名や学校名などを記入してください。 ・『障害者手帳等』の有無は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳が発行されている場合や特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者の場合は『有』を選択してください。	
6	ひとり親	・離婚後（弁護士・裁判所を介して離婚協議中または離婚調停中である場合を含む）に別居していることが条件です。また、内縁関係者の同居もひとり親として扱われません。 ・大和市で児童扶養手当を受給されていない場合は、全部事項証明書（離婚日の記載がある戸籍謄本）が必要です。 ・離婚協議中または離婚調停中の場合、これらの状況がわかる書類の提出が必要です。	
7	生活保護	・該当する場合はいずれかを選択してください	
8	保育の希望	・保育の利用を希望する場合は、理由によって提出する書類が異なります	
		就労	就労証明書 ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届(e-Taxの場合は受信通知及び申請データ)・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書(直近年度分)・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写しを添付 ※証明日より就労開始（予定）日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要になります。
		妊娠・出産	親子健康手帳（母子健康手帳）の表紙と分娩予定日が分かるページの写し（多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要） ※多胎子を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書も必要
		疾病・障がい	医師の診断書、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳など
		介護等	介護または付き添いに関する申立書及び医師の診断書など
		災害復旧など	災害復旧に従事していることが分かる証明書
		求職活動	求職活動に関する申立書
		就学	在学証明書及び時間割がわかる書類 （学校教育法第1条、第124条、第134条第1項または職業能力開発促進法第16条第1項及び第2項に定めるものなどが対象）

○問合せ先○

大和市役所 こども部 ほいく課

入所申込や利用に関すること：利用調整係

保育の認定や保育料に関すること：認定管理係

電話：046-260-5607(利用調整係) 046-260-5628(認定管理係)

住所：〒242-8601

大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階

受付：祝日を除く月曜日から金曜日

8:30~12:00、13:00~17:00

申込書類の様式等のダウンロードは下記 URL、右記二次元コードから可能です



https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O00007.html